

令和3年度 造林補助事業 標準単価表

長 崎 県

改 訂 日 令和 3年 7月 1日
適 用 申 請 期 令和3年度2期～

留意事項

(1) 適用範囲

①長崎県造林事業補助金実施要綱 第2条に定める事業

(1) 森林環境保全直接支援事業

ア 森林環境保全直接支援事業

作業種：人工造林、樹下植栽等、下刈、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐、更新伐、森林作業道整備、付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備 防鹿ネット、枝条巻付）

※間伐と更新伐は、伐採木を搬出する必要がある。

イ 森林環境保全直接支援事業等（環境）・・・森林環境税対象

①未整備森林緊急整備事業

作業種：除伐、保育間伐

②林内路網緊急整備事業

作業種：森林作業道整備

(2) 特定森林再生事業

ア 森林緊急造成事業

作業種：人工造林、樹下植栽等、下刈、除伐、森林作業道整備、付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備 防鹿ネット、枝条巻付）

イ 森林緊急造成事業（環境）・・・森林環境税対象

①未整備森林緊急整備事業

作業種：森林経営計画区域内の除伐

ウ 被害森林整備事業

作業種：人工造林、樹下植栽等、下刈、枝打ち、除伐、保育間伐、更新伐、森林作業道整備、付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備 防鹿ネット、枝条巻付）

エ 重要インフラ施設周辺森林整備事業

作業種：人工造林、樹下植栽等、下刈、除伐、保育間伐、更新伐、森林作業道整備、付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備 防鹿ネット、枝条巻付）

オ 保全松林緊急保護整備事業

①保全松林健全化整備事業

作業種：公益的機能の高い健全な松林の整備 衛生伐のみ

②松林保護樹林帯造成事業

作業種：樹種転換を行う松林の整備 人工造林、樹下植栽等、下刈、除伐、更新伐、森林作業道整備、付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備 防鹿ネット、枝条巻付）

(3) 機能回復整備事業

ア 花粉発生源対策促進事業

作業種：花粉発生源植替え、森林作業道整備、付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備 防鹿ネット、枝条巻付）

(2) 標準単価とは

○補助金を算定するために、長崎県造林補助事業実施要領第10の1に規定する作業種毎に定めた県の標準的な単価

・直接費

資材費	事業の実行に直接必要な苗木、肥料、燃料、消耗品等の購入費及びこれらの運賃等の費用
労務費	事業の実行に直接必要な作業に係る労務賃金
機械経費	事業の実行に必要な機械の使用に要する費用

※基本的に直接費を算定する歩掛は、国が示す「森林環境保全直接支援事業 環境林整備事業 作業工程表 林野庁整備課」に基づき算定する。

・共通仮設費

共通仮設費は、次に掲げる費用とし、その額は直接費の合計額に定率を乗じて算定する。

森林作業道整備以外	7.7%
森林作業道整備のみ	9.1%

共通仮設費の対象となる費用

運搬費	機械器具、車両等の運搬及び現場内における移動に要する費用
準備費	準備、後片付け、丁張等、伐開、除根、除草等に要する費用
安全費	交通管理等、安全施設等、安全衛生管理等、安全対策等に要する費用
役務費	土地の借り上げ、電力、用水等の基本料金、その他施業上必要な役務等に要する費用
営繕費	現場事務所等、労働者宿舎、倉庫及び材料保管場、監督官事務所等の施業上必要な営繕等に要する費用
測量設計費	事業の実行に必要な測量・設計に要する費用

標準単価の構成因子

事業内容 (作業種区分)	構成因子
人工造林	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費
樹下植栽等	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費
下刈り	雑草木除去費
枝打ち	枝葉除去費
除伐	不用木除去費、不良木淘汰費
保育間伐	不用木除去費、不良木淘汰費
間伐	不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費
更新伐	支障木等伐倒費、搬出集積費
森林作業道整備	伐開費、除根費、土工費（切土、盛土、法面整形）、工作物設置費（丸太積工等）
衛生伐	伐倒、枝払、玉切、搬出、薬剤、シート等の資材費
花粉発生源植替え	支障木等伐倒費、搬出集積費、苗木代、苗木運搬費、植付け費

※苗木運搬費は、現場苗木荷卸地又は仮植地から造林地までの運搬費とする。

※搬出集積費は、伐採地から集積土場までの搬出集積を含むものとする。

○標準単価の区分

①基礎単価（税抜）：課税業者・・・・・・・・消費税相当額を含んでいない単価

②自力・受託（資材のみ消費税含む）：課税業者以外・・・・・・・・受託及び自力により施行する場合で、上記基礎単価に資材費の消費税相当額を加算した単価

③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外・・・・・・・・請負及び委託により施行する場合で、上記基礎単価に資材費及び労務費の消費税相当額を加算した単価

※課税業者の場合は、実施方法（自力・受託、請負・委託）に関わらず①基礎単価（税抜）を適用する。

○標準単価の積算単位

・直接費の歩掛は、小数第4位を四捨五入し、小数第3位止め

・直接費の各々の歩掛で計算する金額及び共通仮設費は、小数第1位を切り捨てし、整数止め。

・直接費と共通仮設費を合算した標準単価は、「単位がh a 当りの場合は100円未満は切り捨て」、「単位がm当りの場合は1円未満は切り捨て」

(3) 間接費

間接費・・標準単価に加算できる間接費は現場監督費及び社会保険料等とする。

現場監督費	構成因子	①労務管理費、②安全訓練等に要する費用、③租税公課、④保険料、⑤従業員給料手当、⑥退職金、⑦福利厚生費、⑧事務用品費、⑨通信交通費			
	適用基準	事業の実行に直接必要な作業が雇用労務により実施される場合に適用できるものとし、当該雇用される労働者（現場労働者）の管理等のために必要な費用とする。 ただし、当該作業の一部又は全部が一人親方等の個人（個人受託者）の受託又は請負により実施される場合であっても、現場指示書等により事業の執行管理や安全管理等が適切に行われ、実質的に当該作業が事業実施主体の管理・監督下に置かれ、現場の管理・監督状況が明確に記録されている場合に限る、下記加算率を適用できるものとする。			
	加算率	16.0%			
社会保険料等	構成因子	現場従業員（現場労働者を管理監督する者その他現場において間接的に事業実行に従事するものをいう）及び現場労働者（個人受託者を含む）に係る①労災保険料（特別加入制度の保険料を含む）、②雇用保険料、③健康保険料、④厚生年金保険料のうち法定の事業主負担分並びに⑤退職金共済制度（林退共、建退共、中退共等）の掛金とする。			
	適用基準	<p>施行地毎に事業に従事した各現場労働者（測量設計労務者、現場従業員を除く）について社会保険等の加入状況に応じて下記に示す保険種毎の点数を合計し、当該現場労働者数で除して算出される平均点数に応じて下記加算率を適用できるものとする。</p> <p>【加入している保険種毎の点数】</p> <p>①労災保険 6点、 ②雇用保険 1点 ③健康保険 5点、 ④厚生年金保険 9点 ⑤退職金共済制度 林退共 3点、林退共以外2点</p>			
	加算率	7点未満	7点以上13点未満	13点以上22点未満	22点以上
		0%	5%	9%	15%

(4) 作業種毎の面積や延長の補助対象の事業量の数値

作業集	補助対象の事業量	単位	小数以下の整理
人工造林	実施面積	ha	小数第2位止め(小数第3位以下切り捨て) ※造林システムの1レコードの申請単位ごと
樹下植栽等			
下刈り			
枝打ち			
除伐			
保育間伐			
間伐	実施面積、搬出材積	ha m ³	面積：小数第2位止め(小数第3位以下切り捨て) 材積：小数第3位止め(小数第4位以下切り捨て)
更新伐			
花粉発生源植替え			
森林 作業道整備	実施延長(水平距離)	m	総延長：整数止め(小数第1位以下切り捨て) 測点間距離：小数第1位止め(小数第2位以下切り捨て)
衛生伐	実施面積、処理した材積	ha m ³	面積：小数第2位止め(小数第3位以下切り捨て) 材積：小数第2位止め(小数第3位以下切り捨て)

(5) 補助金の計算

査定係数

	事業名	計画等の要件	作業種	査定係数	
森林環境保全直接支援事業	森林環境保全直接支援事業	森林経営計画、特定間伐等促進計画、実施権配分計画に基づいて実施するもの	人工造林、樹下植栽等、下刈、枝打ち、除伐、保育間伐、森林作業道整備	170	
		・H24.3.31以前に行われた樹木の伐採跡地において、森林経営計画、森林施業計画、特定間伐等促進計画に基づいて、実施するもの ・伐採造林届出書に基づいて実施するもの	人工造林、樹下植栽等	90	
		その他	下刈のみ	90	
		森林経営計画、特定間伐等促進計画＋集約化実施計画、実施権配分計画に基づいて実施するもの	間伐、更新伐	170	
		要間伐森林において、施業代行者が実施するもの（森林経営計画等に基づかない場合）	除伐、保育間伐、間伐、更新伐	90	
	森林環境保全直接支援事業等（環境）	森林経営計画、特定間伐等促進計画、実施権配分計画に基づいて実施する場合	◎未整備森林緊急整備事業 除伐、保育間伐 ◎林内路網緊急整備事業 森林作業道整備	170	
特定森林再生事業	森林緊急造成事業	森林法第25条に規定する保安林及び森林法第10条の5第2項第5号に規定する公益的機能別施業森林のうち水源涵養機能維持増進森林又は山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林で実施する場合	人工造林、樹下植栽等、下刈、除伐（※）、森林作業道整備、付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備 防鹿ネット、枝条巻付）	180	
		その他	※除伐において不用木が主林木の成長を阻害することが明らかである場合は、Ⅶ齢級（35年生）以下の林分、または伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分においても実施することが出来る（保育間伐相当）	90	
	森林緊急造成事業（環境）	○実施主体が市町の場合 市町と森林所有者と協定締結 ○実施主体が市町以外の場合 市町と森林所有者と実施主体の3者で協定締結	森林経営計画に基づいて実施する場合かつ、森林法第25条に規定する保安林及び森林法第10条の5第2項第5号に規定する公益的機能別施業森林のうち水源涵養機能維持増進森林又は山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林で実施する場合	◎未整備森林緊急整備事業 除伐（※）	180
		森林経営計画に基づいて実施する上記以外の場合	※除伐において不用木が主林木の成長を阻害することが明らかである場合は、Ⅶ齢級（35年生）以下の林分、または伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分においても実施することが出来る（保育間伐相当）	90	
	被害森林整備事業		人工造林、樹下植栽等、下刈、枝打ち、除伐、保育間伐、更新伐、森林作業道整備、付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備 防鹿ネット、枝条巻付）、森林保全再生整備	170	
	重要インフラ施設周辺森林整備事業	○実施主体が地方公共団体の場合（自ら所有する森林以外） 重要インフラ施設管理者及び森林所有者との協定 ○実施主体が地方公共団体以外の場合 地方公共団体、重要インフラ施設管理者及び森林所有者との協定	人工造林、樹下植栽等、下刈、枝打ち、除伐、保育間伐、更新伐、森林作業道整備、付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備 防鹿ネット、枝条巻付）	180	
	保全松林緊急保護整備事業	公益的機能の高い健全な松林の整備を行うもの	◎保全松林健全化整備 衛生伐	なし	
		樹種転換を行うもの	◎松林保護樹林帯造成 人工造林、樹下植栽等、下刈、除伐、保育間伐、更新伐、森林作業道整備、付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備 防鹿ネット、枝条巻付）	なし	
機能回復整備事業	花粉発生源対策促進事業	花粉発生源となっているスギ及びヒノキ人工林を対象に、花粉症対策苗木等による植替えを行う。	花粉発生源植替え、森林作業道整備、付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備 防鹿ネット、枝条巻付）	180	

補助率(長崎県造林事業補助金実施要綱 第4条)

	事業	申請者	国	県(義務負担)	県(森林環境税)	補助率計	
森林環境保全直接支援事業	森林環境保全直接支援事業	県	30%	なし	なし	30%	
		市町		10%		40%	
		自力：森林所有者				20%	50%
		受託：森林組合等					50%
分収方式(林業公社)	50%						
森林環境保全直接支援事業	森林環境保全直接支援事業等(環境)	市町	30%	10%	(国+県(義務負担)の補助残) + (標準経費×一般管理費相当14.38%)又は (実行経費-(国+県(義務負担)))のいずれか 低い額	100%	
		自力：森林所有者			20%		(国+県(義務負担)の補助残) + (標準経費×一般管理費相当14.38%)
		受託：森林組合等		20%			(国+県(義務負担)の補助残) (標準経費×一般管理費相当14.38%)又は (実行経費-(国+県(義務負担)))のいずれか 低い額
		分収方式(林業公社)			20%		
特定森林再生事業	森林緊急造成事業	市町、森林整備法人	30%	20%	なし	50%	
		その他		10%		40%	
	森林緊急造成事業(環境)	協定：市町、林業公社 保安林、公益的機能別施業森林(水源涵養、山地災害/土壌保全)、その他	30%	20%	(国+県(義務負担)の補助残) + (標準経費×一般管理費相当14.38%)又は (実行経費-(国+県(義務負担)))のいずれか 低い額	100%	
		協定：森林組合等 保安林、公益的機能別施業森林(水源涵養、山地災害/土壌保全)、経営計画	30%	10%	(国+県(義務負担)の補助残) + (標準経費×一般管理費相当14.38%)	100%	
	被害森林整備事業	市町等	30%	10%	なし	40%	
	重要インフラ施設周辺森林整備事業	地方公共団体 その他	30%	10%	なし	40%	
保全松林緊急保護整備事業	市町等	50%	20%	なし	70%		
機能回復整備事業	花粉発生源対策促進事業	市町等	30%	10%	なし	40%	

実補助率は以下のとおり計算 ※森林環境保全直接支援事業(環境)、森林緊急造成事業(環境)及び保全松林緊急保護整備事業を除く

査定係数 ÷ 100 × 上表の補助率

例

$$\text{査定係数 } 170 \div 100 \times \text{補助率 } 40\% = 68.0\%$$

<補助金額の計算：円未満は切り捨て>

①実施主体が県で、請負・委託契約の場合

実行経費（請負契約額）×査定係数÷100×補助率

②事業主体が市町で、請負・委託契約の場合

「実行経費」又は「標準経費（消費税含む）」のいずれか低い額 × 査定係数÷100×補助率

※保全松林緊急保護整備事業の場合

「実行経費」又は「標準経費（消費税含む）」のいずれか低い額 × 補助率

③森林組合等が事業主体となり、受託により実施した場合

○消費税あり（免税業者、簡易課税業者）

標準経費（資材のみ消費税含む）×査定係数÷100×補助率

○消費税なし（原則課税業者）

標準経費（税抜）×査定係数÷100×補助率

④森林組合等が事業主体となり、請負契約により実施した場合

○消費税あり（免税業者、簡易課税業者）

標準経費（消費税含む）×査定係数÷100×補助率

○消費税なし（原則課税業者）

標準経費（税抜）×査定係数÷100×補助率

⑤森林所有者が自ら実施した場合（自力）

標準経費（資材のみ消費税含む）×査定係数÷100×補助率

⑥林業公社が請負（委託）契約により実施した場合：森林環境保全直接支援事業の場合

標準経費（消費税含む）×査定係数÷100×補助率

⑦林業公社が請負（委託）契約により実施した場合：森林環境保全直接支援事業等（環境）の場合

a. 国+県（義務負担）：標準経費（消費税含む）×査定係数÷100×補助率

b. 県（森林環境税）：（標準経費（消費税含む）－ a. 国+県（義務負担））＋標準経費（消費税含む）×一般管理費相当14.38%

補助金額は、「実行経費」と「a+b」の比較を行い、いずれか低い額とする。

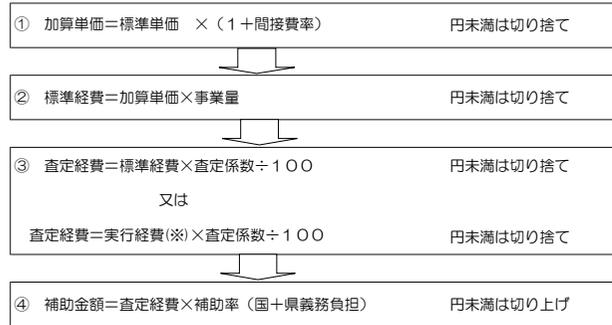
⑧市町が請負（委託）契約により実施した場合：森林環境保全直接支援事業等（環境）の場合

a. 国+県（義務負担）：「実行経費」又は「標準経費（消費税含む）」のいずれか低い額 × 査定係数÷100×補助率

b. 県（森林環境税）：「実行経費」又は「標準経費（消費税含む）×（1＋一般管理費相当14.38%）」のいずれか低い額－「a.（国+県（義務負担）」

○実際の補助金額の計算は、長崎県の「MAGIS造林システム」にて行う

造林システムの計算順序



※ 県、市町、林業公社の実行経費は、請負・委託金額とする。

※ 請負・委託以外の森林作業道の標準経費は以下のとおり。

受託： (標準単価で積算した土工 + 標準単価で積算した構造物 + 別途積算した構造物) × (1 + 間接費率)

自力： 標準単価で積算した土工 + 標準単価で積算した構造物 + 別途積算した構造物

1. 人工造林

1-1 人工造林（地拵あり）

（1）優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う植栽。

（円/ha）

植栽本数	内 訳	内 地											
		スギ ヒノキ	クロマツ	コナラ	クヌギ アベマキ	イヌマキ	ケヤキ	ヤマザクラ	ヤブツバキ	カシ	コンテナ苗 スギ	コンテナ苗 ヒノキ	コンテナ苗 クヌギ
1,500~1,999本/ha	①基礎単価（税抜）：課税業者	575,100	562,200	567,100	570,300	613,900	680,100	767,400	832,000	961,200	676,900	752,800	727,000
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	591,750	577,650	583,000	586,500	634,150	706,500	801,900	872,500	1,013,700	704,350	787,300	759,100
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	632,610	618,420	623,810	627,330	675,290	748,110	844,140	915,200	1,057,320	744,590	828,080	799,700
2,000~2,499本/ha	①基礎単価（税抜）：課税業者	678,500	661,300	667,800	672,100	730,200	818,500	934,800	1,021,000	1,193,300	814,200	915,500	881,000
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	700,700	681,900	689,000	693,700	757,200	853,700	980,800	1,075,000	1,263,300	850,800	961,500	923,800
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	746,350	727,430	734,580	739,310	803,220	900,350	1,028,280	1,123,100	1,312,630	895,620	1,007,050	969,100
2,500~2,999本/ha	①基礎単価（税抜）：課税業者	781,900	760,400	768,500	773,800	846,500	956,900	1,102,300	1,210,000	1,425,400	951,500	1,078,100	1,035,000
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	809,650	786,150	795,000	800,800	880,250	1,000,900	1,159,800	1,277,500	1,512,900	997,250	1,135,600	1,088,500
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	860,090	836,440	845,350	851,180	931,150	1,052,590	1,212,530	1,331,000	1,567,940	1,046,650	1,185,910	1,138,500
3,000本/ha以上	①基礎単価（税抜）：課税業者	885,300	859,500	869,200	875,600	962,800	1,095,300	1,269,800	1,399,000	1,657,500	1,088,900	1,240,700	1,189,000
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	918,600	890,400	901,000	908,000	1,003,300	1,148,100	1,338,800	1,480,000	1,762,500	1,143,800	1,309,700	1,253,200
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	973,830	945,450	956,120	963,160	1,059,080	1,204,830	1,396,780	1,538,900	1,823,250	1,197,790	1,364,770	1,307,900

（円/ha）

植栽本数	内 訳	離 島											
		スギ ヒノキ	クロマツ	コナラ	クヌギ アベマキ	イヌマキ	ケヤキ	ヤマザクラ	ヤブツバキ	カシ	コンテナ苗 スギ	コンテナ苗 ヒノキ	コンテナ苗 クヌギ
1,500~1,999本/ha	①基礎単価（税抜）：課税業者	636,500	620,400	626,800	630,100	683,400	762,500	785,100	783,500	1,009,700	764,100	856,200	823,900
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	658,850	641,250	648,250	651,850	710,100	796,550	821,250	819,500	1,066,700	799,650	900,300	865,000
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	700,150	682,440	689,480	693,110	751,740	838,750	863,610	861,850	1,110,670	840,510	941,820	906,290
2,000~2,499本/ha	①基礎単価（税抜）：課税業者	760,400	738,800	747,400	751,800	822,800	928,400	958,500	956,400	1,257,900	930,500	1,053,300	1,010,200
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	790,200	766,600	776,000	780,800	858,400	973,800	1,006,700	1,004,400	1,333,900	977,900	1,112,100	1,065,000
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	836,440	812,680	822,140	826,980	905,080	1,021,240	1,054,350	1,052,040	1,383,690	1,023,550	1,158,630	1,111,220
2,500~2,999本/ha	①基礎単価（税抜）：課税業者	884,200	857,300	868,100	873,500	962,300	1,094,200	1,131,900	1,129,200	1,506,200	1,096,900	1,250,400	1,196,600
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	921,450	892,050	903,850	909,750	1,006,800	1,150,950	1,192,150	1,189,200	1,601,200	1,156,150	1,323,900	1,265,100
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	972,620	943,030	954,910	960,850	1,058,530	1,203,620	1,245,090	1,242,120	1,656,820	1,206,590	1,375,440	1,316,260
3,000本/ha以上	①基礎単価（税抜）：課税業者	1,008,100	975,800	988,700	995,200	1,101,800	1,260,100	1,305,300	1,302,100	1,754,400	1,263,300	1,447,500	1,382,900
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	1,052,800	1,017,500	1,031,600	1,038,700	1,155,200	1,328,200	1,377,600	1,374,100	1,868,400	1,334,400	1,535,700	1,465,100
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	1,108,910	1,073,380	1,087,570	1,094,720	1,211,980	1,386,110	1,435,830	1,432,310	1,929,840	1,389,630	1,592,250	1,521,190

●地拵（伐倒木、枝葉などの集積作業含む）、植穴掘付（植栽地点を中心として60cm四方の地被表物等の除去含む）・植付、苗木運搬を含む。

●当表にない樹種については、長崎県造林補助事業実施要領 第2の2において知事が適当と認める樹種については別に定める。

●共通仮設費7.7%を含む

1-2. 人工造林（地帯なし）

(1) 優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う植栽。

(円/h a)

植栽本数	内 訳	内 地											
		スギ ヒノキ	クロマツ	コナラ	クヌギ アバマキ	イヌマキ	ケヤキ	ヤマザクラ	ヤブツバキ	カシ	コンテナ苗 スギ	コンテナ苗 ヒノキ	コンテナ苗 クヌギ
1,500~1,999本/ha	①基礎単価（税抜）：課税業者	310,100	297,200	302,000	305,300	348,900	415,100	502,400	567,000	696,200	411,900	487,800	462,000
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	326,750	312,650	317,900	321,500	369,150	441,500	536,900	607,500	748,700	439,350	522,300	494,100
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	341,110	326,920	332,200	335,830	383,790	456,610	552,640	623,700	765,820	453,090	536,580	508,200
2,000~2,499本/ha	①基礎単価（税抜）：課税業者	413,500	396,300	402,700	407,100	465,200	553,500	669,800	756,000	928,300	549,200	650,500	616,000
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	435,700	416,900	423,900	428,700	492,200	588,700	715,800	810,000	998,300	585,800	696,500	658,800
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	454,850	435,930	442,970	447,810	511,720	608,850	736,780	831,600	1,021,130	604,120	715,550	677,600
2,500~2,999本/ha	①基礎単価（税抜）：課税業者	516,900	495,400	503,400	508,800	581,500	691,900	837,300	945,000	1,160,400	686,500	813,100	770,000
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	544,650	521,150	529,900	535,800	615,250	735,900	894,800	1,012,500	1,247,900	732,250	870,600	823,500
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	568,590	544,940	553,740	559,680	639,650	761,090	921,030	1,039,500	1,276,440	755,150	894,410	847,000
3,000本/ha以上	①基礎単価（税抜）：課税業者	620,300	594,500	604,100	610,600	697,800	830,300	1,004,800	1,134,000	1,392,500	823,900	975,700	924,000
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	653,600	625,400	635,900	643,000	738,300	883,100	1,073,800	1,215,000	1,497,500	878,800	1,044,700	988,200
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	682,330	653,950	664,510	671,660	767,580	913,330	1,105,280	1,247,400	1,531,750	906,290	1,073,270	1,016,400

(円/h a)

植栽本数	内 訳	離 島											
		スギ ヒノキ	クロマツ	コナラ	クヌギ アバマキ	イヌマキ	ケヤキ	ヤマザクラ	ヤブツバキ	カシ	コンテナ苗 スギ	コンテナ苗 ヒノキ	コンテナ苗 クヌギ
1,500~1,999本/ha	①基礎単価（税抜）：課税業者	371,500	355,400	361,800	365,100	418,400	497,500	520,100	518,500	744,700	499,100	591,200	558,900
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	393,850	376,250	383,250	386,850	445,100	531,550	556,250	554,500	801,700	534,650	635,300	600,000
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	408,650	390,940	397,980	401,610	460,240	547,250	572,110	570,350	819,170	549,010	650,320	614,790
2,000~2,499本/ha	①基礎単価（税抜）：課税業者	495,400	473,800	482,400	486,800	557,800	663,400	693,500	691,400	992,900	665,500	788,300	745,200
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	525,200	501,600	511,000	515,800	593,400	708,800	741,700	739,400	1,068,900	712,900	847,100	800,000
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	544,940	521,180	530,640	535,480	613,580	729,740	762,850	760,540	1,092,190	732,050	867,130	819,720
2,500~2,999本/ha	①基礎単価（税抜）：課税業者	619,200	592,300	603,100	608,500	697,300	829,200	866,900	864,200	1,241,200	831,900	985,400	931,600
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	656,450	627,050	638,850	644,750	741,800	885,950	927,150	924,200	1,336,200	891,150	1,058,900	1,000,100
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	681,120	651,530	663,410	669,350	767,030	912,120	953,590	950,620	1,365,320	915,090	1,083,940	1,024,760
3,000本/ha以上	①基礎単価（税抜）：課税業者	743,100	710,800	723,700	730,200	836,800	995,100	1,040,300	1,037,100	1,489,400	998,300	1,182,500	1,117,900
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	787,800	752,500	766,600	773,700	890,200	1,063,200	1,112,600	1,109,100	1,603,400	1,069,400	1,270,700	1,200,100
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	817,410	781,880	796,070	803,220	920,480	1,094,610	1,144,330	1,140,810	1,638,340	1,098,130	1,300,750	1,229,690

- 植穴掘付（植栽地点を中心として60cm四方の地被表物等の除去含む）・植付、苗木運搬を含む。
- 当表にない樹種については、長崎県造林補助事業実施要領 第2の2において知事が適当と認める樹種については別に定める。
- 共通仮設費7.7%を含む

2. 樹下植栽（地拵あり）

（1）優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う植栽。

（円/ha）

植栽本数	内 訳	内 地											
		スギ ヒノキ	クロマツ	コナラ	クヌギ アベマキ	イヌマキ	ケヤキ	ヤマザクラ	ヤブツバキ	カシ	コンテナ苗 スギ	コンテナ苗 ヒノキ	コンテナ苗 クヌギ
500本/ha以上	①基礎単価（税抜）：課税業者	368,300	364,000	365,700	366,700	381,300	403,300	432,400	454,000	497,000	402,300	427,600	419,000
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	373,850	369,150	371,000	372,100	388,050	412,100	443,900	467,500	514,500	411,450	439,100	429,700
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	405,130	400,400	402,270	403,370	419,430	443,630	475,640	499,400	546,700	442,530	470,360	460,900
1,000本/ha以上	①基礎単価（税抜）：課税業者	471,700	463,100	466,400	468,500	497,600	541,700	599,900	643,000	729,100	539,600	590,200	573,000
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	482,800	473,400	477,000	479,300	511,100	559,300	622,900	670,000	764,100	557,900	613,200	594,400
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	518,870	509,410	513,040	515,350	547,360	595,870	659,890	707,300	802,010	593,560	649,220	630,300
1,500本/ha以上	①基礎単価（税抜）：課税業者	575,100	562,200	567,100	570,300	613,900	680,100	767,400	832,000	961,200	676,900	752,800	727,000
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	591,750	577,650	583,000	586,500	634,150	706,500	801,900	872,500	1,013,700	704,350	787,300	759,100
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	632,610	618,420	623,810	627,330	675,290	748,110	844,140	915,200	1,057,320	744,590	828,080	799,700
2,000本/ha以上	①基礎単価（税抜）：課税業者	678,500	661,300	667,800	672,100	730,200	818,500	934,800	1,021,000	1,193,300	814,200	915,500	881,000
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	700,700	681,900	689,000	693,700	757,200	853,700	980,800	1,075,000	1,263,300	850,800	961,500	923,800
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	746,350	727,430	734,580	739,310	803,220	900,350	1,028,280	1,123,100	1,312,630	895,620	1,007,050	969,100

（円/ha）

植栽本数	内 訳	離 島											
		スギ ヒノキ	クロマツ	コナラ	クヌギ アベマキ	イヌマキ	ケヤキ	ヤマザクラ	ヤブツバキ	カシ	コンテナ苗 スギ	コンテナ苗 ヒノキ	コンテナ苗 クヌギ
500本/ha以上	①基礎単価（税抜）：課税業者	388,800	383,400	385,600	386,700	404,400	430,800	438,400	437,800	513,200	431,300	462,000	451,300
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	396,250	390,350	392,750	393,950	413,300	442,150	450,450	449,800	532,200	443,150	476,700	465,000
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	427,680	421,740	424,160	425,370	444,840	473,880	482,240	481,580	564,520	474,430	508,200	496,430
1,000本/ha以上	①基礎単価（税抜）：課税業者	512,700	501,900	506,200	508,400	543,900	596,700	611,700	610,700	761,500	597,700	659,100	637,600
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	527,600	515,800	520,500	522,900	561,700	619,400	635,800	634,700	799,500	621,400	688,500	665,000
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	563,970	552,090	556,820	559,240	598,290	656,370	672,870	671,770	837,650	657,470	725,010	701,360
1,500本/ha以上	①基礎単価（税抜）：課税業者	636,500	620,400	626,800	630,100	683,400	762,500	785,100	783,500	1,009,700	764,100	856,200	823,900
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	658,850	641,250	648,250	651,850	710,100	796,550	821,250	819,500	1,066,700	799,650	900,300	865,000
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	700,150	682,440	689,480	693,110	751,740	838,750	863,610	861,850	1,110,670	840,510	941,820	906,290
2,000本/ha以上	①基礎単価（税抜）：課税業者	760,400	738,800	747,400	751,800	822,800	928,400	958,500	956,400	1,257,900	930,500	1,053,300	1,010,200
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	790,200	766,600	776,000	780,800	858,400	973,800	1,006,700	1,004,400	1,333,900	977,900	1,112,100	1,065,000
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	836,440	812,680	822,140	826,980	905,080	1,021,240	1,054,350	1,052,040	1,383,690	1,023,550	1,158,630	1,111,220

●地拵（伐倒木、枝葉などの集積作業含む）、植穴掘付（植栽地点を中心として60cm四方の地被表物等の除去含む）・植付、苗木運搬を含む。

●当表にない樹種については、長崎県造林補助事業実施要領 第2の2において知事が適当と認める樹種については別に定める。

●共通仮設費、7%を含む

3. 下刈【全刈り】

○要件等

- (1) 目的 植栽された苗木が周囲の雑草木に被圧され、生育が阻害されるのを防ぐ。
- (2) 対象林齢 植栽により、更新したⅡ齢級（10年生）以下、複層林においては下層木がⅤ齢級（25年生）以下。
- (3) コンテナ苗を植栽した場合はⅠ齢級以下（植栽木の健全な成長を促すために必要な場合はⅡ齢級以下）
- (4) 対象林での雑草木の刈り払い機による除去。
- (5) 植栽木と雑草木の高さの関係において、植栽木がその樹高の約1/3以上が雑草木から出ると下刈の必要性はないといわれている。（林業教室テキスト 長崎県林務課 より）

(円/ha)

作業種	区分	内地・離島	摘要
下刈 (年1回全刈)	①基礎単価(税抜): 課税業者	167,100	●1回 全面刈り払い ●刈り払い機による振動業務の作業時間は1人1日当たり2時間以内(振動業務の一連続作業時間ごとに設ける休止時間を除く) ●刈払機の損料、燃料、替刃、目立て用ヤスリ並びに下刈鎌の損料及び砥石の費用を含む
	②自力・委託(資材のみ消費税含): 課税業者以外	167,100	
	③請負・委託(消費税含む): 課税業者以外	183,810	
下刈 (年2回全刈)	①基礎単価(税抜): 課税業者	310,800	●2回 全面刈り払い ●刈り払い機による振動業務の作業時間は1人1日当たり2時間以内(振動業務の一連続作業時間ごとに設ける休止時間を除く) ●刈払機の損料、燃料、替刃、目立て用ヤスリ並びに下刈鎌の損料及び砥石の費用を含む
	②自力・委託(資材のみ消費税含): 課税業者以外	310,800	
	③請負・委託(消費税含む): 課税業者以外	341,880	

(注) 標準単価には共通仮設費7.7%を含む

4. 枝打ち

○要件等

- (1) 目的 林木の枝葉の除去。※スギ・ヒノキの林分で雄花の多い立木を主体に実施。

(円/ha)

作業種	区分	内地・離島	摘要
枝打1 (背丈打) H=1.0~2.0m	①基礎単価(税抜): 課税業者	153,000	●Ⅵ齢級(30年生)以下の枝葉の除去に適用 ●枝打ちは背丈打ちとし、高さは2.0m程度 ●標準単価換算の枝打ち本数 1785本/ha
	②自力・委託(資材のみ消費税含): 課税業者以外	153,000	
	③請負・委託(消費税含む): 課税業者以外	168,300	
枝打2 (梯子打) H=2.0~3.0m	①基礎単価(税抜): 課税業者	84,000	●ⅧⅡ齢級(60年生)以下の間伐と一体的に行う枝葉の除去に適用 ●枝打ちは梯子を用いて行い、高さは3.0m程度 ●標準単価換算の枝打ち本数 823本/ha
	②自力・委託(資材のみ消費税含): 課税業者以外	84,000	
	③請負・委託(消費税含む): 課税業者以外	92,400	
枝打3 (梯子打) H=3.0~4.0m	①基礎単価(税抜): 課税業者	70,000	●ⅨⅧⅢ齢級(90年生)以下の更新伐と一体的に行う枝葉の除去に適用 ●枝打ちは梯子を用いて行い、高さは4.0m程度 ●標準単価換算の枝打ち本数 613本/ha
	②自力・委託(資材のみ消費税含): 課税業者以外	70,000	
	③請負・委託(消費税含む): 課税業者以外	77,000	

(注) 標準単価には共通仮設費7.7%を含む

5. 除伐

○要件等

- (1) 目的 主林木の成長を阻害する不良木等の除去(雑木等)。
- (2) 対象林齢 下刈が終了したⅤ齢級(25年生)以下、天然林においてはⅧⅡ齢級(60年生)以下の林分。
※森林緊急造成事業による除伐において、不用木が主林木の成長を阻害することが明らかである場合は、ⅧⅢ齢級(35年生)以下の林分、または伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分においても実施することが出来る。
(この場合は、保育間伐の単価を使用すること。)

(円/ha)

作業種	区分	内地・離島	摘要
除伐 (雑木等)	①基礎単価(税抜): 課税業者	145,700	●刈り払い機等による雑木等除伐作業に適用 ●主林木以外の生育の支障となる雑木等は全て伐採する。 ●刈り払い機で伐採できる樹木の根元直径は8cmまで(刈払機取扱作業員必須3-3-6灌木等の切断より) ●刈り払い機による振動業務の作業時間は1人1日当たり2時間以内(振動業務の一連続作業時間ごとに設ける休止時間を除く) ●刈り払い機の損料、燃料、替刃、目立て用ヤスリ並びに下刈鎌の損料及び砥石の費用を含む
	②自力・委託(資材のみ消費税含): 課税業者以外	145,700	
	③請負・委託(消費税含む): 課税業者以外	160,270	
	プランニングの参考標準単価の構築人工費	7,000人/ha	

(注) 標準単価には共通仮設費7.7%を含む

6. 保育間伐

6-1. 保育間伐

○要件等

- (1) 目的 主林木の成長を阻害する不用木（侵入竹林を含む）の除去、不良木の淘汰。
- (2) 対象林齢 適正な密度管理を目的として、Ⅶ齢級（35年生）以下（天然林にあってはⅩⅡ齢級（60年生）以下）、または伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分。
- (3) 間伐の作業を実施するうえで安全上支障となる灌木類等を刈り払い機等で刈り払う手間を含む。
- (4) 「枝払・玉切りあり」を適用する森林
 - a. 一定の地理的条件等を満たす森林において伐採木を林内に放置する場合、国土防災を主目的として、枝払・玉切を実施する。
 - b. 一定の地理的条件を満たす森林
 - ① 市町村森林整備計画において、公益的機能別施業森林に区分されている森林
公益的機能別施業森林：水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止機能及び土壌保全機能維持増進森林
 - ② ながさき水源の森
 - ③ 保安林

(円/ha)

作業種	区分	内地・離島	摘要	
保育間伐 (主林木)	枝払 玉切なし	①基礎単価(税抜)：課税業者	125,000	<ul style="list-style-type: none"> ●チェーンソーによる主林木の保育間伐に適用(根元径は8cm以上) ●原則として伐採率は、森林計画区域毎の地域森林計画で定める「スギ・ヒノキ施業体系図」により判断するが、伐採率の要件として本数率でおおむね30%とする。 ●※枯木は、伐採率の本数に含めない。 ●選木、伐倒・運木 ●選木には、ナンバーテープ等の消耗品の費用を含む ●伐倒及び玉切には、チェーンソーの燃料、増粘及びチェーンオイル等の伐倒に必要な機械器具に使用する費用を含む ●チェーンソーによる振動業務の作業時間は1人1日当たり2時間以内(振動業務の一連続作業時間ごとに設ける休止時間を除く) 1日当たりの選木本数 313本/人 1日当たりの伐採本数 156本/人
		②自力・委託(資材のみ消費税含)：課税業者以外	125,000	
		③請負・委託(消費税含む)：課税業者以外	137,500	
		プランニングの参考標準単価の積算人工数	5,818人/ha	
	枝払 玉切あり	①基礎単価(税抜)：課税業者	243,000	
		②自力・委託(資材のみ消費税含)：課税業者以外	243,000	
		③請負・委託(消費税含む)：課税業者以外	267,300	
		プランニングの参考標準単価の積算人工数	11,150人/ha	
要件等の(4) のbの森林に適用				

6-2 保育間伐 伐倒木の林内整理(刈払)

○要件等

- (1) 目的 間伐の作業を実施するうえで、安全上支障となる灌木類等を刈り払い機等で刈り払った場合に加算することが出来る。

(円/ha)

刈払い 加算単価	①基礎単価(税抜)：課税業者	91,300
	②自力・委託(資材のみ消費税含)：課税業者以外	91,300
	③請負・委託(消費税含む)：課税業者以外	100,430
	プランニングの参考標準単価の積算人工数	4,155人/ha

6-3 林床整理伐

○要件等

- (1) 目的 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐実施区域において、シダ類の繁茂が著しく、当作業なしでは伐採作業が困難な場合に適用。

(円/ha)

林床整理伐 加算単価	①基礎単価(税抜)：課税業者	75,800
	②自力・委託(資材のみ消費税含)：課税業者以外	75,800
	③請負・委託(消費税含む)：課税業者以外	83,380
	プランニングの参考標準単価の積算人工数	3,445人/ha

6-4. 保育間伐（新型コロナウイルス感染症緊急対策）

○要件等

（1）新型コロナウイルス感染症による経済活動の急速な縮小に伴う地域の木材需要の急変により、林業事業者の雇用の維持、事業の継続の観点から緊急に必要と認められる場合においては、実施することが可能。

（2）目的 主林木の成長を阻害する不用木（侵入竹林を含む）の除去、不良木の淘汰。

（3）対象林齢 適正な密度管理を目的として、ⅩⅡ級（60年生）以下の林分。

（4）間伐の作業を実施するうえで安全上支障となる灌木類等を刈り払い機等で刈り払う手間を含む。

(円/ha)

作業種	区分	内地・離島	摘要
保育間伐 (主林木)	①基礎単価(税抜)：課税業者	269,500	<ul style="list-style-type: none"> ●チェーンソーによる主林木の保育間伐に適用(樹元径は8cm以上) ●原則として伐採率は、森林計画区域の地域森林計画で定める「スギ・ヒノキ施業体系図」により判断するが、伐採率の要件として本数率で20%以上とする。 ●※枯木は、伐採率の本数に含めない。 ●選木、伐倒、枝払、玉切、刈払で構成 ●枝払、玉切は、伐倒木の地盤から浮かさないように適宜枝払と玉切を実施する。枝払の程度は、林内を見逃せる程度とする。 ●選木には、アンバーテープ等の消耗品の費用を含む ●伐倒及び玉切には、チェーンソーの換刀、燃料及びチェーンオイル等の伐倒に必要な機械器具に使用する費用を含む。 ●チェーンソーによる移動業務の作業強度は1人1日当たり2時間以内(移動業務の一連続作業時間ごとに取捨する休止時間を除く) 1日当たりの選木本数 313本/人 1日当たりの伐倒～玉切本数 66本/人 1日当たりの刈払面積 4.155ha/人
	②自力・委託(資材のみ消費税含)：課税業者以外	269,500	
	③請負・委託(消費税含む)：課税業者以外	296,450	
	プランニングの参考標準単価の積算人工数	12,331人/ha	

7. しいたけ原木林整備（樹下植栽等）【不用萌芽除去・除伐】

○要件等

(1) 目的 しいたけ原木の育成を目的として行う不用萌芽・不用木の除去。

- ・不用萌芽の除去…全伐を行った天然林において3年生までにしいたけ原木の切り株から発生した萌芽枝の中で、優勢な数本を残し残りを除去する作業である。初回のみ補助対象とする。
- ・不用木の除去…しいたけ原木以外の樹木を伐採し、しいたけ原木の成長を促す作業である。天然林において初回のみ補助対象とする。
Ⅲ齢級（15年生）以下、または残存木（しいたけ原木）の平均胸高直径が10cm未満の林分を対象とする。

(2) 不用木の除去の完了年度の翌年度から起算して、5年以内に全伐をしないこと。

不用萌芽の除去と併せて付帯施設等整備を実施する場合、付帯施設実施後2年以内に不用萌芽の除去を実施すること。

不用萌芽の除去に先行して森林作業道を開設する場合、鳥獣害防止施設等整備を行うこと。

(参考) しいたけ原木林…クヌギ、コナラ、アハマキ、シイ類、ノグルミ、サクラ等

残存木として、有用樹（ケヤキ、カヤ、カゴノキ等）を残すことも可能。

(円/ha)

作業種	区分	内地・離島	摘要
樹下植栽等 不用萌芽の除去	①基礎単価（税抜）：課税業者	186,800	●下刈りが必要ない場合。
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	186,800	
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	205,480	
樹下植栽等 不用萌芽の除去 (下刈あり)	①基礎単価（税抜）：課税業者	353,900	●下刈りが必要な場合。 ●刈払機の損料、燃料、替刃、目立てヤスリ並びに下刈鎌の損料及び砥石の費用を含む。
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	353,900	
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	389,290	
樹下植栽等 不用木の除去	①基礎単価（税抜）：課税業者	279,600	●しいたけ原木以外の樹木をすべて伐採する。 ●伐倒・林内整理で構成。 ●チェーンソー・刈り払い機による振動業務の作業時間は1人1日当たり2時間以内（震動業務の一連続作業時間ごとに設ける休止時間を除く） ●刈払機の損料、燃料、替刃、目立てヤスリ並びに下刈鎌の損料及び砥石の費用を含む。 ●チェーンソーの損料、燃料及びチェーンオイル等の伐倒に必要な機械器具に使用する費用を含む。
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	279,600	
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	307,560	

(注) 標準単価には共通仮設費7.7%を含む

8. 間伐

○要件等

- (1) 対象林齢 適正な密度管理を目的としてⅩⅡ齢級(60年生)以下。
森林経営計画に基づいて行うものは標準伐期齢の2倍まで。
 市町村森林整備計画の標準伐期齢の2倍 スギ35年×2倍=70年 ヒノキ40年×2倍=80年
- (2) 原則として間伐率は、地域森林計画で定める「スギ・ヒノキ施業体系図」により判断するが、伐採率の要件として、本数率で20%以上とする。
※枯木は、伐採率の本数に含めない。

- (3) 補助金交付申請の1申請では、原則5ha以上で平均搬出材積は10m³/ha以上。

8-1 間伐(定性間伐) プロセッサ造材

(円/ha)

内地・離島別	集材区分	区分	1ha当たりの搬出材積区分 例：0-10は、0m ³ /ha以上~10m ³ /ha未満									
			0 0以上-10未満	1 10-20	2 20-30	3 30-40	4 40-50	5 50-60	6 60-70	7 70-80		
内地	車輻系 プロセッサ造材	①基礎単価(税抜)：課税業者	84,800	168,200	227,100	281,000	335,000	393,900	447,800	501,700		
		②自力・受託(資材のみ消費税含)：課税業者以外	84,800	168,200	227,100	281,000	335,000	393,900	447,800	501,700		
		③請負・委託(消費税含む)：課税業者以外	93,280	185,020	249,810	309,100	368,500	433,290	492,580	551,870		
		プランニングの参考 標準単価の積算人工数	3,944人/ha	6,082人/ha	7,662人/ha	9,010人/ha	10,358人/ha	11,938人/ha	13,286人/ha	14,634人/ha		
		①基礎単価(税抜)：課税業者	84,800	194,700	271,300	343,000	414,600	491,200	562,800	634,400		
	架線系 プロセッサ造材	②自力・受託(資材のみ消費税含)：課税業者以外	84,800	194,700	271,300	343,000	414,600	491,200	562,800	634,400		
		③請負・委託(消費税含む)：課税業者以外	93,280	214,170	298,430	377,300	456,060	540,320	619,080	697,840		
		プランニングの参考 標準単価の積算人工数	3,944人/ha	6,907人/ha	9,037人/ha	10,935人/ha	12,833人/ha	14,963人/ha	16,861人/ha	18,759人/ha		
		離島	車輻系 プロセッサ造材	①基礎単価(税抜)：課税業者	84,800	180,400	247,400	309,400	371,400	438,400	500,500	562,500
				②自力・受託(資材のみ消費税含)：課税業者以外	84,800	180,400	247,400	309,400	371,400	438,400	500,500	562,500
③請負・委託(消費税含む)：課税業者以外	93,280			198,440	272,140	340,340	408,540	482,240	550,550	618,750		
プランニングの参考 標準単価の積算人工数	3,944人/ha			6,414人/ha	8,215人/ha	9,784人/ha	11,353人/ha	13,154人/ha	14,723人/ha	16,292人/ha		
①基礎単価(税抜)：課税業者	84,800			210,600	297,800	380,000	462,200	549,300	631,500	713,700		
架線系 プロセッサ造材	②自力・受託(資材のみ消費税含)：課税業者以外		84,800	210,600	297,800	380,000	462,200	549,300	631,500	713,700		
	③請負・委託(消費税含む)：課税業者以外		93,280	231,660	327,580	418,000	508,420	604,230	694,650	785,070		
	プランニングの参考 標準単価の積算人工数		3,944人/ha	7,354人/ha	9,782人/ha	11,978人/ha	14,174人/ha	16,602人/ha	18,798人/ha	20,994人/ha		

- 間伐は、選木、伐倒、集材、造材から構成される。
- 選木には、ナンバーテープ等の消耗品の費用を含む。
- 伐倒は、伐木し、伐倒木を地面に引き落とす工程及び伐倒木の幹が地面に着くまでの枝払いを含む。
- 伐倒には、チェーンソーの換料、燃料及びチェーンオイル等の伐倒に必要な機械器具の使用に要する費用を含む。
- チェーンソーによる振動業務の作業時間は1人1日当たり2時間以内
- 造材は、伐倒木を市場等に出荷するため一定の長さに採材、玉切を行う。
- 伐倒地点から集積地点(トラック等への積み込みが可能な地点)までの搬出集積を含む。
- プランニングの参考 標準単価の積算人工数は、刈払+選木+伐倒+造材の合計
- 標準単価には共通仮設費7.7%を含む

区分	刈払い 加算単価	枝払+玉切 加算単価	林床整理伐 加算単価
①基礎単価(税抜)：課税業者	91,300	112,300	73,900
②自力・受託(資材のみ消費税含)：課税業者以外	91,300	112,300	73,900
③請負・委託(消費税含む)：課税業者以外	100,430	123,530	81,290
プランニングの参考 標準単価の積算人工数	4,155人/ha	5,078人/ha	3,445人/ha

※加算単価の扱いについては9-5,9-6,9-7参照

8. 間伐

○要件等

- (1) 対象林齢 適正な密度管理を目的としてⅡ 齢級（60年生）以下。
森林経営計画に基づいて行うものは標準伐期齢の2倍まで。
 市町村森林整備計画の標準伐期齢の2倍 スギ35年×2倍=70年 ヒノキ40年×2倍=80年
- (2) 原則として間伐率は、地域森林計画で定める「スギ・ヒノキ施業体系図」により判断するが、伐採率の要件として、本数率で20%以上とする。
※枯木は、伐採率の本数に含めない。

- (3) 補助金交付申請の1申請では、原則5ha以上で平均搬出材積は10m³/ha以上。

8-2 間伐（列状間伐） プロセッサ造材

(円/ha)

内地・離島別	集材区分	区分	1ha当たりの搬出材積区分 例：0-10は、0m ³ /ha以上～10m ³ /ha未満									
			0 0以上-10未満	1 10-20	2 20-30	3 30-40	4 40-50	5 50-60	6 60-70	7 70-80		
内地	車輻系 プロセッサ造材	①基礎単価（税抜）：課税業者	71,800	143,400	194,000	240,300	286,600	337,100	383,400	429,800		
		②自力・委託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	71,800	143,400	194,000	240,300	286,600	337,100	383,400	429,800		
		③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	78,980	157,740	213,400	264,330	315,260	370,810	421,740	472,780		
		プランニングの参考 標準単価の積算人工数	3,332人/ha	5,122人/ha	6,446人/ha	7,574人/ha	8,702人/ha	10,026人/ha	11,154人/ha	12,282人/ha		
		①基礎単価（税抜）：課税業者	71,800	164,600	229,300	289,800	350,300	415,000	475,400	535,900		
	架線系 プロセッサ造材	②自力・委託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	71,800	164,600	229,300	289,800	350,300	415,000	475,400	535,900		
		③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	78,980	181,060	252,230	318,780	385,330	456,500	522,940	589,490		
		プランニングの参考 標準単価の積算人工数	3,332人/ha	5,782人/ha	7,546人/ha	9,114人/ha	10,682人/ha	12,446人/ha	14,014人/ha	15,582人/ha		
		離島	車輻系 プロセッサ造材	①基礎単価（税抜）：課税業者	71,800	153,800	211,300	264,500	317,800	375,200	428,500	481,700
				②自力・委託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	71,800	153,800	211,300	264,500	317,800	375,200	428,500	481,700
③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	78,980			169,180	232,430	290,950	349,580	412,720	471,350	529,870		
プランニングの参考 標準単価の積算人工数	3,332人/ha			5,400人/ha	6,909人/ha	8,222人/ha	9,535人/ha	11,044人/ha	12,357人/ha	13,670人/ha		
①基礎単価（税抜）：課税業者	71,800			178,000	251,600	321,000	390,400	464,000	533,400	602,800		
架線系 プロセッサ造材	②自力・委託（資材のみ消費税含）：課税業者以外		71,800	178,000	251,600	321,000	390,400	464,000	533,400	602,800		
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外		78,980	195,800	276,760	353,100	429,440	510,400	586,740	663,080		
	プランニングの参考 標準単価の積算人工数		3,332人/ha	6,153人/ha	8,164人/ha	9,979人/ha	11,794人/ha	13,805人/ha	15,620人/ha	17,435人/ha		

- 間伐は、選木、伐倒、集材、造材から構成される。
- 選木には、ナンバーテープ等の消耗品の費用を含む。
- 伐倒は、伐木し、伐倒木を地面に引き落とす工程及び伐倒木の幹が地面に着くまでの枝払いを含む。
- 伐倒には、チェーンソーの換料、燃料及びチェーンオイル等の伐倒に必要な機械器具の使用に要する費用を含む。
- チェーンソーによる振動業務の作業時間は1人1日当たり2時間以内
- 造材は、伐倒木を市場等に出荷するため一定の長さにて採材、玉切を行う。
- 伐倒地点から集積地点（トラック等への積み込みが可能な地点）までの搬出集積を含む。
- プランニングの参考 標準単価の積算人工数は、刈払+選木+伐倒+造材の合計
- 標準単価には共通仮設費7.7%を含む

区分	刈払い 加算単価	枝払+玉切 加算単価	林床整理伐 加算単価
①基礎単価（税抜）：課税業者	91,300	112,300	73,900
②自力・委託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	91,300	112,300	73,900
③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	100,430	123,530	81,290
プランニングの参考 標準単価の積算人工数	4,155人/ha	5,078人/ha	3,445人/ha

※加算単価の扱いについては9-5,9-6,9-7参照

8. 間伐

○要件等

- (1) 対象林齢 適正な密度管理を目的としてⅩⅡ齢級(60年生)以下。
森林経営計画に基づいて行うものは標準伐期齢の2倍まで。
 市町村森林整備計画の標準伐期齢の2倍 スギ35年×2倍=70年 ヒノキ40年×2倍=80年
- (2) 原則として間伐率は、地域森林計画で定める「スギ・ヒノキ施業体系図」により判断するが、伐採率の要件として、本数率で20%以上とする。
※枯木は、伐採率の本数に含めない。

- (3) 補助金交付申請の1申請では、原則5ha以上で平均搬出材積は10m³/ha以上。

8-3 間伐(定性間伐) チェーンソー造材

(円/ha)

内地・離島別	集材区分	区分	1ha当たりの搬出材積区分 例：0-10は、0m ³ /ha以上~10m ³ /ha未満									
			0 0以上-10未満	1 10-20	2 20-30	3 30-40	4 40-50	5 50-60	6 60-70	7 70-80		
内地	車輦系 チェーンソー造材	①基礎単価(税抜)：課税業者	84,800	184,700	254,500	319,400	384,300	454,200	519,100	584,000		
		②自力・委託(資材のみ消費税含)：課税業者以外	84,800	184,700	254,500	319,400	384,300	454,200	519,100	584,000		
		③請負・委託(消費税含む)：課税業者以外	93,280	203,170	279,950	351,340	422,730	499,620	571,010	642,400		
		プランニングの参考 標準単価の積算人工数	3,944人/ha	7,612人/ha	10,212人/ha	12,580人/ha	14,948人/ha	17,548人/ha	19,916人/ha	22,284人/ha		
		①基礎単価(税抜)：課税業者	84,800	211,200	298,800	381,300	463,900	551,500	634,100	716,700		
	架線系 チェーンソー造材	②自力・委託(資材のみ消費税含)：課税業者以外	84,800	211,200	298,800	381,300	463,900	551,500	634,100	716,700		
		③請負・委託(消費税含む)：課税業者以外	93,280	232,320	328,680	419,430	510,290	606,650	697,510	788,370		
		プランニングの参考 標準単価の積算人工数	3,944人/ha	8,437人/ha	11,587人/ha	14,505人/ha	17,423人/ha	20,573人/ha	23,491人/ha	26,409人/ha		
		離島	車輦系 チェーンソー造材	①基礎単価(税抜)：課税業者	84,800	199,300	278,900	353,600	428,200	507,900	582,500	657,200
				②自力・委託(資材のみ消費税含)：課税業者以外	84,800	199,300	278,900	353,600	428,200	507,900	582,500	657,200
③請負・委託(消費税含む)：課税業者以外	93,280			219,230	306,790	388,960	471,020	558,690	640,750	722,920		
プランニングの参考 標準単価の積算人工数	3,944人/ha			8,157人/ha	11,120人/ha	13,851人/ha	16,582人/ha	19,545人/ha	22,276人/ha	25,007人/ha		
①基礎単価(税抜)：課税業者	84,800			229,500	329,300	424,200	519,000	618,800	713,600	808,400		
架線系 チェーンソー造材	②自力・委託(資材のみ消費税含)：課税業者以外		84,800	229,500	329,300	424,200	519,000	618,800	713,600	808,400		
	③請負・委託(消費税含む)：課税業者以外		93,280	252,450	362,230	466,620	570,900	680,680	784,960	889,240		
	プランニングの参考 標準単価の積算人工数		3,944人/ha	9,097人/ha	12,687人/ha	16,045人/ha	19,403人/ha	22,993人/ha	26,351人/ha	29,709人/ha		

- 間伐は、選木、伐倒、集材、造材から構成される。
- 選木には、ナンバーテープ等の消耗品の費用を含む。
- 伐倒は、伐木し、伐倒木を地面に引き落とす工程及び伐倒木の幹が地面に着くまでの枝払いを含む。
- 伐倒には、チェーンソーの換料、燃料及びチェーンオイル等の伐倒に必要な機械器具の使用に要する費用を含む。
- チェーンソーによる振動業務の作業時間は1人1日当たり2時間以内
- 造材は、伐倒木を市場等に出荷するため一定の長さに採材、玉切を行う。
- 伐倒地点から集積地点(トラック等への積み込みが可能な地点)までの搬出集積を含む。
- プランニングの参考 標準単価の積算人工数は、刈払+選木+伐倒+造材の合計
- 標準単価には共通仮設費7.7%を含む

区分	刈払い 加算単価	枝払+玉切 加算単価	林床整理伐 加算単価
①基礎単価(税抜)：課税業者	91,300	112,300	73,900
②自力・委託(資材のみ消費税含)：課税業者以外	91,300	112,300	73,900
③請負・委託(消費税含む)：課税業者以外	100,430	123,530	81,290
プランニングの参考 標準単価の積算人工数	4,155人/ha	5,078人/ha	3,445人/ha

※加算単価の扱いについては9-5,9-6,9-7参照

8. 間伐

○要件等

- (1) 対象林齢 適正な密度管理を目的としてⅩⅡ齢級(60年生)以下。
森林経営計画に基づいて行うものは標準伐期齢の2倍まで。
 市町村森林整備計画の標準伐期齢の2倍 スギ35年×2倍=70年 ヒノキ40年×2倍=80年
- (2) 原則として間伐率は、地域森林計画で定める「スギ・ヒノキ施業体系図」により判断するが、伐採率の要件として、本数率で20%以上とする。
※枯木は、伐採率の本数に含めない。

- (3) 補助金交付申請の1申請では、原則5ha以上で平均搬出材積は10m³/ha以上。

8-4 間伐(列状間伐) チェーンソー造材

(円/ha)

内地・離島別	集材区分	区分	1ha当たりの搬出材積区分 例：0-10は、0m ³ /ha以上~10m ³ /ha未満									
			0 0以上-10未満	1 10-20	2 20-30	3 30-40	4 40-50	5 50-60	6 60-70	7 70-80		
内地	車輦系 チェーンソー造材	①基礎単価(税抜)：課税業者	71,800	159,900	221,400	278,700	335,900	397,500	454,700	512,000		
		②自力・受託(資材のみ消費税含)：課税業者以外	71,800	159,900	221,400	278,700	335,900	397,500	454,700	512,000		
		③請負・委託(消費税含む)：課税業者以外	78,980	175,890	243,540	306,570	369,490	437,250	500,170	563,200		
		プランニングの参考 標準単価の積算人工数	3,332人/ha	6,652人/ha	8,996人/ha	11,144人/ha	13,292人/ha	15,636人/ha	17,784人/ha	19,932人/ha		
		①基礎単価(税抜)：課税業者	71,800	181,100	256,800	328,200	399,600	475,300	546,700	618,100		
	架線系 チェーンソー造材	②自力・受託(資材のみ消費税含)：課税業者以外	71,800	181,100	256,800	328,200	399,600	475,300	546,700	618,100		
		③請負・委託(消費税含む)：課税業者以外	78,980	199,210	282,480	361,020	439,560	522,830	601,370	679,910		
		プランニングの参考 標準単価の積算人工数	3,332人/ha	7,312人/ha	10,096人/ha	12,684人/ha	15,272人/ha	18,056人/ha	20,644人/ha	23,232人/ha		
		離島	車輦系 チェーンソー造材	①基礎単価(税抜)：課税業者	71,800	172,700	242,800	308,700	374,600	444,700	510,500	576,400
				②自力・受託(資材のみ消費税含)：課税業者以外	71,800	172,700	242,800	308,700	374,600	444,700	510,500	576,400
③請負・委託(消費税含む)：課税業者以外	78,980			189,970	267,080	339,570	412,060	489,170	561,550	634,040		
プランニングの参考 標準単価の積算人工数	3,332人/ha			7,143人/ha	9,814人/ha	12,289人/ha	14,764人/ha	17,435人/ha	19,910人/ha	22,385人/ha		
①基礎単価(税抜)：課税業者	71,800			197,000	283,200	365,200	447,200	533,500	615,500	697,500		
架線系 チェーンソー造材	②自力・受託(資材のみ消費税含)：課税業者以外		71,800	197,000	283,200	365,200	447,200	533,500	615,500	697,500		
	③請負・委託(消費税含む)：課税業者以外		78,980	216,700	311,520	401,720	491,920	586,850	677,050	767,250		
	プランニングの参考 標準単価の積算人工数		3,332人/ha	7,896人/ha	11,069人/ha	14,046人/ha	17,023人/ha	20,196人/ha	23,173人/ha	26,150人/ha		

- 間伐は、選木、伐倒、集材、造材から構成される。
- 選木には、ナンバーテープ等の消耗品の費用を含む。
- 伐倒は、伐木し、伐倒木を地面に引き落とす工程及び伐倒木の幹が地面に着くまでの枝払いを含む。
- 伐倒には、チェーンソーの換料、燃料及びチェーンオイル等の伐倒に必要な機械器具の使用に要する費用を含む。
- チェーンソーによる振動業務の作業時間は1人1日当たり2時間以内
- 造材は、伐倒木を市場等に出荷するため一定の長さで採材、玉切を行う。
- 伐倒地点から集積地点(トラック等への積み込みが可能な地点)までの搬出集積を含む。
- プランニングの参考 標準単価の積算人工数は、刈払+選木+伐倒+造材の合計
- 標準単価には共通仮設費7.7%を含む

区分	刈払い 加算単価	枝払+玉切 加算単価	林床整理伐 加算単価
①基礎単価(税抜)：課税業者	91,300	112,300	73,900
②自力・受託(資材のみ消費税含)：課税業者以外	91,300	112,300	73,900
③請負・委託(消費税含む)：課税業者以外	100,430	123,530	81,290
プランニングの参考 標準単価の積算人工数	4,155人/ha	5,078人/ha	3,445人/ha

※加算単価の扱いについては9-5,9-6,9-7参照

8. 間伐

○要件等

- (1) 対象林齢 適正な密度管理を目的としてⅩⅡ 齢級（60年生）以下。
森林経営計画に基づいて行うものは標準伐期齢の2倍まで。
 市町村森林整備計画の標準伐期齢の2倍 スギ35年×2倍＝70年 ヒノキ40年×2倍＝80年
- (2) 原則として間伐率は、地域森林計画で定める「スギ・ヒノキ施業体系図」により判断するが、伐採率の要件として、本数率で20%以上とする。
※枯木は、伐採率の本数に含めない。
- (3) 補助金交付申請の1申請では、原則5ha以上で平均搬出材積は10m³/ha以上。

8-5 間伐 搬出しない伐倒木の林内整理（刈払）

○要件等

- (1) 刈払いは、間伐の作業を実施するうえで安全上支障になる灌木類等を刈払い機で刈払った場合に加算することが出来る。

刈払い 加算単価	①基礎単価（税抜）：課税業者	91,300
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	91,300
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	100,430
	プランニングの参考 標準単価の積算人工数	4.155人/ha

8-6 間伐 搬出しない伐倒木の林内整理（枝払＋玉切）

○要件等

- (1) 一定の地理的条件等を満たす森林において伐採木を林内に放置する場合、国土防災を主目的として、枝払・玉切りを実施する。
- (2) 一定の地理的条件を満たす森林
 ① 市町村森林整備計画において、公益的機能別施業森林に区分されている森林
 公益的機能別施業森林：水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止機能及び土壌保全機能維持増進森林
 ② ながさき水源の森
 ③ 保安林

枝払＋玉切 加算単価	①基礎単価（税抜）：課税業者	112,300
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	112,300
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	123,530
	プランニングの参考 標準単価の積算人工数	5.078人/ha

- 枝払、玉切は、伐倒木が地面から浮かないように適宜枝払と玉切を実施する。枝払の程度は、林内を見通せる程度とする。
- チェーンソーの損料、燃料及びチェーンオイル等の伐倒に必要な機械器具に使用する費用を含む。

8-7 間伐 林床整理伐

○要件等

- (1) 目的 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐実施区域において、シダ類の繁茂が著しく、当作業なしでは伐採作業が困難な場合に適用。

林床整理伐 加算単価	①基礎単価（税抜）：課税業者	73,900
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	73,900
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	81,290
	プランニングの参考 標準単価の積算人工数	3.445人/ha

8. 間伐

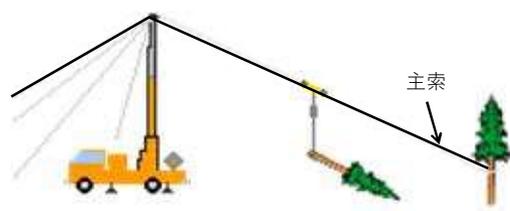
○要件等

- (1) 対象林齢 適正な密度管理を目的としてⅡⅡ 齢級（60年生）以下。
森林経営計画に基づいて行うものは標準伐期齢の2倍まで。
市町村森林整備計画の標準伐期齢の2倍 スギ35年×2倍＝70年 ヒノキ40年×2倍＝80年
- (2) 原則として間伐率は、地域森林計画で定める「スギ・ヒノキ施業体系図」により判断するが、伐採率の要件として、本数率で20%以上とする。
※枯木は、伐採率の本数に含めない。
- (3) 補助金交付申請の1申請では、原則5ha以上で平均搬出材積は10m³/ha以上。

集材区分の車輛系と架線系の適用区分

車輛系：架線系以外の車輛系機械による集材
フォワーダやスイングヤードのウインチ地引は、架線を設置しないので車輛系扱い

架線系：主索を用いて行う架線集材（主索を用いずに複数の作業索を用いて行う簡易架線集材を含む）



クレーンで主索を設置しての集材



スイングヤードで主索を設置しての集材

9. 更新伐

○要件等

- (1) 対象林齢 **森林経営計画に基づいて行うものは標準伐期齡の2倍まで。**
市町村森林整備計画の標準伐期齡の2倍 スキ35年×2倍＝70年 ヒノキ40年×2倍＝80年
- (2) 更新伐は、森林経営計画の伐採計画では「主伐」に区分される。
- (3) 人工林において、天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的とする「人工林整理伐」の場合は、主林木の本数率でおおむね50%以下とし、残存木の間隔が主林木の平均樹高の2倍までの帯状、群状の伐採ができる。※枯木は、伐採率の本数に含めない。
- (4) 天然林の質的・構造的な改善を目的とする「天然林整理伐」の場合は、主林木の本数率でおおむね70%以上を必要とする場合。※枯木は、伐採率の本数に含めない。
- (5) 9-2更新伐（被害森林）については、森林病虫害等防除法第2条第1項に掲げる森林病虫害等により被害が発生している森林及びその周辺森林において、被害の拡大を防止するために実施するものに限る。（※なお被害林分において、本数被害率5%以上の被害がある林分を対象とする。）
- (6) 補助金交付申請の1申請では、5ha以上で間伐搬出材積は10m³/ha以上。

9-1 更新伐（列状間伐） プロセッサ造材

(円/ha)

内地・離島別	集材区分	区分	1ha当たりの搬出材積区分 例：0-10は、0m ³ /ha以上～10m ³ /ha未満							
			0 0以上-10未満	1 10-20	2 20-30	3 30-40	4 40-50	5 50-60	6 60-70	7 70-80
内地	車輻系 プロセッサ造材	①基礎単価（税抜）：課税業者	86,500	151,000	197,300	238,500	279,800	326,100	367,300	408,600
		②自力・委託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	86,500	151,000	197,300	238,500	279,800	326,100	367,300	408,600
		③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	95,150	166,100	217,030	262,350	307,780	358,710	404,030	449,460
		プランニングの参考 標準単価の積算人工数	4,012人/ha	5,570人/ha	6,766人/ha	7,726人/ha	8,686人/ha	9,882人/ha	10,842人/ha	11,802人/ha
	架線系 プロセッサ造材	①基礎単価（税抜）：課税業者	86,500	163,300	217,800	267,200	316,700	371,200	420,600	470,100
		②自力・委託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	86,500	163,300	217,800	267,200	316,700	371,200	420,600	470,100
		③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	95,150	179,630	239,580	293,920	348,370	408,320	462,660	517,110
		プランニングの参考 標準単価の積算人工数	4,012人/ha	5,954人/ha	7,406人/ha	8,622人/ha	9,838人/ha	11,290人/ha	12,506人/ha	13,722人/ha
離島	車輻系 プロセッサ造材	①基礎単価（税抜）：課税業者	86,500	160,400	213,100	260,700	308,300	360,900	408,500	456,100
		②自力・委託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	86,500	160,400	213,100	260,700	308,300	360,900	408,500	456,100
		③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	95,150	176,440	234,410	286,770	339,130	396,990	449,350	501,710
		プランニングの参考 標準単価の積算人工数	4,012人/ha	5,821人/ha	7,184人/ha	8,311人/ha	9,438人/ha	10,801人/ha	11,928人/ha	13,055人/ha
	架線系 プロセッサ造材	①基礎単価（税抜）：課税業者	86,500	174,500	236,500	293,400	350,300	412,400	469,300	526,200
		②自力・委託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	86,500	174,500	236,500	293,400	350,300	412,400	469,300	526,200
		③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	95,150	191,950	260,150	322,740	385,330	453,640	516,230	578,820
		プランニングの参考 標準単価の積算人工数	4,012人/ha	6,259人/ha	7,914人/ha	9,333人/ha	10,752人/ha	12,407人/ha	13,826人/ha	15,245人/ha

●更新伐は、選木、伐倒、集材、造材から構成される。

●選木には、ナンバーテープ等の消耗品の費用を含む。

●伐倒は、伐木し、伐倒木を地面に引き落とす工程及び伐倒木の幹が地面に着くまでの枝払いを含む。

●伐倒には、チェーンソーの燃料、燃料及びチェーンオイル等の伐倒に必要な機械器具の使用に要する費用を含む。

●チェーンソーによる振動業務の作業時間は1人1日当たり2時間以内

●造材は、伐倒木を市場等に出荷するため一定の長さに採材、玉切を行う。

●伐倒地点から集積地点（トラック等への積み込みが可能な地点）までの搬出集積を含む。

●プランニングの参考 標準単価の積算人工数は、刈払+選木+伐倒+造材の合計

●標準単価には共通仮設費7.7%を含む

区分	刈払い 加算単価	枝払+玉切 加算単価	林床整理伐 加算単価
①基礎単価（税抜）：課税業者	91,300	125,600	73,900
②自力・委託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	91,300	125,600	73,900
③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	100,430	138,160	81,290
プランニングの参考 標準単価の積算人工数	4,155人/ha	5,678人/ha	3,445人/ha

※加算単価の扱いについては9-3,9-4,9-5参照

9. 更新伐

○要件等

- (1) 対象林齢 **森林経営計画に基づいて行うものは標準伐期齢の2倍まで。**
市町村森林整備計画の標準伐期齢の2倍 スキ35年×2倍＝70年 ヒノキ40年×2倍＝80年
- (2) 更新伐は、森林経営計画の伐採計画では「主伐」に区分される。
- (3) 人工林において、天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的とする「人工林整理伐」の場合は、主林木の本数率でおおむね50%以下とし、残存木の間隔が主林木の平均樹高の2倍までの帯状、群状の伐採ができる。※枯木は、伐採率の本数に含めない。
- (4) 天然林の質的・構造的な改善を目的とする「天然林整理伐」の場合は、主林木の本数率でおおむね70%以上を必要とする場合。※枯木は、伐採率の本数に含めない。
- (5) 9-2更新伐（被害森林）については、森林病虫害等防除法第2条第1項に掲げる森林病虫害等により被害が発生している森林及びその周辺森林において、被害の拡大を防止するために実施するものに限る。（※なお被害林分において、本数被害率5%以上の被害がある林分を対象とする。）
- (6) 補助金交付申請の1申請では、5ha以上で間伐搬出材積は10m³/ha以上。

9-2 更新伐（被害森林） 定性伐採 チェーンソー造材

(円/ha)

① 基礎単価（割込）：課税業者	② 労力・費託（資材のみ消費割込）：課税業者以外	③ 備具・費託（消費割含む）：課税業者以外	内地 車両系 チェーンソー造材				離島 車両系 チェーンソー造材											
			①	②	③	人工数	島内業者発用				島外業者発用（宇久・小値賀）							
							①	②	③	人工数	①	②	③	人工数				
プランニングの参考 標準単価の積算人工数																		
1ha当たりの搬出材積区分	0	0以上-10未満	38,000	38,000	41,800	1,444人/ha	31,900	31,900	35,090	1,202人/ha	51,800	53,889	56,980	1,202人/ha				
	1	10-20	114,600	114,600	126,060	4,355人/ha	96,200	96,200	105,820	3,621人/ha	156,100	162,168	171,710	3,621人/ha				
	2	20-30	191,200	191,200	210,320	7,266人/ha	160,400	160,400	176,440	6,039人/ha	260,300	270,347	286,330	6,039人/ha				
	3	30-40	267,500	267,500	294,250	10,166人/ha	224,400	224,400	246,840	8,444人/ha	364,300	378,326	400,730	8,444人/ha				
	4	40-50	344,100	344,100	378,510	13,077人/ha	288,600	288,600	317,460	10,862人/ha	468,500	486,505	515,350	10,862人/ha				
	5	50-60	420,700	420,700	462,770	15,988人/ha	352,900	352,900	388,190	13,281人/ha	572,700	594,784	629,970	13,281人/ha				
	6	60-70	497,300	497,300	547,030	18,900人/ha	417,100	417,100	458,810	15,699人/ha	676,900	702,963	744,590	15,699人/ha				
	7	70-80	573,700	573,700	631,070	21,799人/ha	481,400	481,400	529,540	18,118人/ha	781,200	811,242	859,320	18,118人/ha				
	8	80-90	650,300	650,300	715,330	24,710人/ha	545,300	545,300	599,830	20,522人/ha	885,100	919,121	973,610	20,522人/ha				
	9	90-100	726,900	726,900	799,590	27,622人/ha	609,600	609,600	670,560	22,941人/ha	989,400	1,027,400	1,088,340	22,941人/ha				
	10	100-110	803,200	803,200	883,520	30,521人/ha	673,800	673,800	741,180	25,359人/ha	1,093,600	1,135,580	1,202,960	25,359人/ha				
	11	110-120	879,800	879,800	967,780	33,432人/ha	738,100	738,100	811,910	27,778人/ha	1,197,800	1,243,859	1,317,580	27,778人/ha				
	12	120-130	956,400	956,400	1,052,040	36,344人/ha	802,300	802,300	882,530	30,196人/ha	1,302,000	1,352,038	1,432,200	30,196人/ha				
	13	130-140	1,032,800	1,032,800	1,136,080	39,243人/ha	866,300	866,300	952,930	32,601人/ha	1,406,000	1,460,017	1,546,600	32,601人/ha				
	14	140-150	1,109,400	1,109,400	1,220,340	42,154人/ha	930,500	930,500	1,023,550	35,019人/ha	1,510,200	1,568,196	1,661,220	35,019人/ha				
	15	150-160	1,186,000	1,186,000	1,304,600	45,066人/ha	994,700	994,700	1,094,170	37,438人/ha	1,614,400	1,676,375	1,775,840	37,438人/ha				
	16	160-170	1,262,600	1,262,600	1,388,860	47,977人/ha	1,059,000	1,059,000	1,164,900	39,856人/ha	1,718,600	1,784,654	1,890,460	39,856人/ha				
	17	170-180	1,338,900	1,338,900	1,472,790	50,876人/ha	1,123,200	1,123,200	1,235,520	42,274人/ha	1,822,800	1,892,833	2,005,080	42,274人/ha				
	18	180-190	1,415,500	1,415,500	1,557,050	53,788人/ha	1,187,200	1,187,200	1,305,920	44,679人/ha	1,926,800	2,000,812	2,119,480	44,679人/ha				
19	190-200	1,492,100	1,492,100	1,641,310	56,699人/ha	1,251,400	1,251,400	1,376,540	47,098人/ha	2,031,000	2,108,991	2,234,100	47,098人/ha					

- 更新伐は、選木、伐倒、集材、造材から構成される。
- 選木には、ナンバーテープ等の消耗品の費用を含む。
- 伐倒は、伐木し、伐倒木を地面に引き落とす工程及び伐倒木の幹が地面に着くまでの枝払いを含む。
- 伐倒には、チェーンソーの燃料、燃料及びチェーンオイル等の伐倒に必要な機械器具の使用に要する費用を含む。
- チェーンソーによる振動業務の作業時間は1人1日当たり2時間以内
- 造材は、伐倒木を市場等に出荷するため一定の長さで採材、玉切を行う。
- 伐倒地点から集積地点（トラック等への積み込みが可能な地点）までの搬出集積を含む。
- プランニングの参考 標準単価の積算人工数は、刈払+選木+伐倒+造材の合計
- 標準単価には共通仮設費7.7%を含む

区分	刈払い 加算単価	枝払+玉切 加算単価	林床整理伐 加算単価
① 基礎単価（割込）：課税業者	91,300	125,600	73,900
② 労力・費託（資材のみ消費割込）：課税業者以外	91,300	125,600	73,900
③ 備具・費託（消費割含む）：課税業者以外	100,430	138,160	81,290
プランニングの参考 標準単価の積算人工数	4,155人/ha	5,678人/ha	3,444人/ha

※加算単価の扱いについては9-3-9-4-9-5参照

9. 更新伐

○要件等

- (1) 対象林齢 **森林経営計画に基づいて行うものは標準伐期齢の2倍まで。**
市町村森林整備計画の標準伐期齢の2倍 スキ35年×2倍＝70年 ヒノキ40年×2倍＝80年
- (2) 更新伐は、森林経営計画の伐採計画では「主伐」に区分される。
- (3) 人工林において、天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的とする「人工林整理伐」の場合は、主林木の本数率でおおむね50%以下とし、残存木の間隔が主林木の平均樹高の2倍までの帯状、群状の伐採ができる。※枯木は、伐採率の本数に含めない。
- (4) 天然林の質的・構造的な改善を目的とする「天然林整理伐」の場合は、主林木の本数率でおおむね70%以上を必要とする場合。※枯木は、伐採率の本数に含めない。
- (5) 9-2更新伐（被害森林）については、森林病害虫等防除法第2条第1項に掲げる森林病害虫等により被害が発生している森林及びその周辺森林において、被害の拡大を防止するために実施するものに限る。（※なお被害森林分において、本数被害率5%以上の被害がある林分を対象とする。）
- (6) 補助金交付申請の1申請では、5ha以上で間伐搬出材積は10m³/ha以上。

9-3 更新伐 搬出しない伐倒木の林内整理（刈払）

○要件等

- (1) 刈払いは、間伐の作業を実施するうえで安全上支障になる灌木類等を刈払い機で刈払った場合に加算することが出来る。

刈払い 加算単価	①基礎単価（税抜）：課税業者	91,300
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	91,300
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	100,430
	プランニングの参考 標準単価の積算人工数	4.155人/ha

9-4 更新伐 搬出しない伐倒木の林内整理（枝払十玉切）

○要件等

- (1) 一定の地理的条件等を満たす森林において伐採木を林内に放置する場合、国土防災を主目的として、枝払・玉切りを実施する。
- (2) 一定の地理的条件を満たす森林
- ① 市町村森林整備計画において、公益的機能別施業森林に区分されている森林
 - 公益的機能別施業森林：水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止機能及び土壌保全機能維持増進森林
 - ② ながさき水源の森
 - ③ 保安林

枝払十玉切 加算単価	①基礎単価（税抜）：課税業者	125,600
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	125,600
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	138,160
	プランニングの参考 標準単価の積算人工数	5.678人/ha

- 枝払、玉切は、伐倒木が地面から浮かないように適宜枝払と玉切を実施する。枝払の程度は、林内を見通せる程度とする。
- チェーンソーの損料、燃料及びチェーンオイル等の伐倒に必要な機械器具に使用する費用を含む。

9-5 更新伐 林床整理伐

○要件等

- (1) 目的 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐実施区域において、シダ類の繁茂が著しく、当作業なしでは伐採作業が困難な場合に適用。

林床整理伐 加算単価	①基礎単価（税抜）：課税業者	73,900
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	73,900
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	81,290
	プランニングの参考 標準単価の積算人工数	3.445人/ha

9. 更新伐

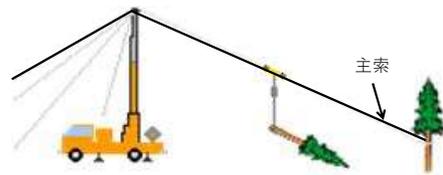
○要件等

- (1) 対象林齢 **森林経営計画に基づいて行うものは標準伐期齢の2倍まで。**
市町村森林整備計画の標準伐期齢の2倍 スギ35年×2倍＝70年 ヒノキ40年×2倍＝80年
- (2) 更新伐は、森林経営計画の伐採計画では「主伐」に区分される。
- (3) 人工林において、天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的とする「人工林整理伐」の場合は、主林木の本数率でおおむね50%以下とし、残存木の間隔が主林木の平均樹高の2倍までの帯状、群状の伐採ができる。※枯木は、伐採率の本数に含めない。
- (4) 天然林の質的・構造的な改善を目的とする「天然林整理伐」の場合は、主林木の本数率でおおむね70%以上を必要とする場合。※枯木は、伐採率の本数に含めない。
- (5) 9-2更新伐（被害森林）については、森林病虫害等防除法第2条第1項に掲げる森林病虫害等により被害が発生している森林及びその周辺森林において、被害の拡大を防止するために実施するものに限る。（※なお被害林分において、本数被害率5%以上の被害がある林分を対象とする。）
- (6) 補助金交付申請の1申請では、5ha以上で間伐搬出材積は10m³/ha以上。

集材区分の車輛系と架線系の適用区分

車輛系：架線系以外の車輛系機械による集材
フォワーダやスイングヤードのウインチ地引は、架線を設置しないので車輛系扱い

架線系：主索を用いて行う架線集材（主索を用いずに複数の作業索を用いて行う簡易架線集材を含む）



フォワーダで主索を設置しての集材



スイングヤードで主索を設置しての集材

10. 森林作業道整備

○要件等

1. 目的（長崎県森林作業道作設指針 第1の2）

間伐をはじめとする森林整備、木材の集材・搬出のために継続的に用いられる道であり、地形に沿うように丈夫で簡易なものであることが必要。路体は、堅固な土構造によることを基本とし、構造物は地形・地質、土質などの条件からやむを得ない場合に限り設置。

2. 森林作業道整備は、人工造林、樹下植栽、下刈、除伐、枝打ち、間伐、更新伐のいずれかの作業と一体的に実施すること。

3. 森林作業道整備は、2の作業より一定期間先行して開設が可能。一定期間とは原則2年（森林経営計画に基づく場合は、これらの計画期間内）。

4. 幅員の決定 傾斜に応じた幅員と作業システムにて決定（長崎県森林作業道作設指針 第1の2）

平均の地山横断傾斜＝（各点間の平均横断傾斜×測点間の延長）の合計 ÷ 開設延長

（1）平均の地山横断傾斜25°以下の場合 幅員3.0m以下又は 2.5m以下

（2）平均の地山横断傾斜25°～35°以下の場合 幅員3.0m以下又は 2.5m以下

（3）平均の地山横断傾斜35°以上の場合 幅員2.5m以下

5. 縦断勾配（長崎県森林作業道作設指針 第2の3）

基本的に概ね10°（18%）以下、やむを得ない場合は短区間（100m以内）に限り14°（25%）以下。12°（21%）を超え危険が予想される場合は、コンクリート路面工等【注1】を検討する。

6. 排水計画（長崎県森林作業道作設指針 第2の4）

森林作業道を継続的に使用するために、適切な排水を行う。

路面排水は、現地で発生する丸太を用いた丸太横断溝を地形に応じてこまめに設置する。大きな谷地形の場合は、現地発生の転石とコンクリートを用いて洗い越工等【注1】を設ける。

【注1】コンクリート路面工、コンクリートを用いた洗い越し工等は、標準断面設計が適用出来ないため長崎県造林補助事業実施要領第4の規定に基づく設計審査を路線計画時に県地方機関で受ける必要がありますので、事前に相談願います。※県標準単価も設定されていません。

10-1 土工

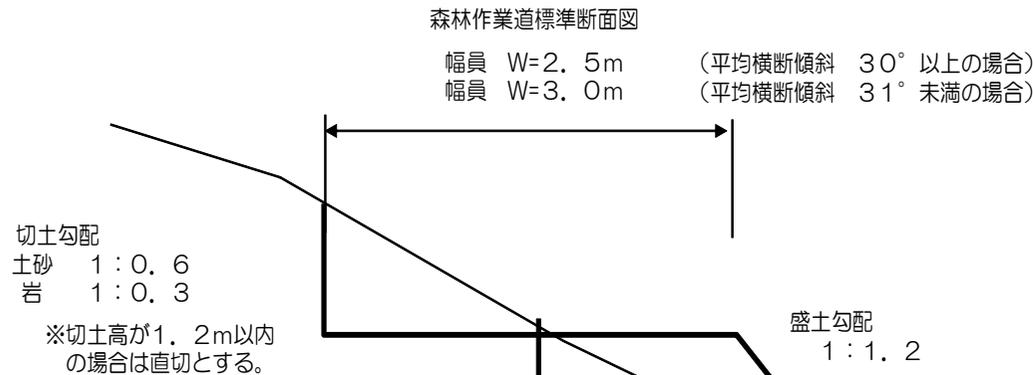
(単位：円/m)

タイプ	地山横断勾配	区分	幅員			算定 横断勾配
			2.5m	3.0m	2.5m→3.0m	
			(新設)	(新設)	(改築)	
25度以下	0~25° 以下	①基礎単価 (税抜)	580	696	620	13°
25~35度	25° 超~35° 未満	①基礎単価 (税抜)	1,791	2,376		30°
35度以上	35° 以上	①基礎単価 (税抜)	2,844	地山勾配 25~35° を適用		35°

①上記単価には枝条片付けを含み、法面整理を含んでいる。

②改築単価は、既設作業道（幅員2.5m）の改築（幅員3.0m）する際の工程に適用する。

③共通仮設費9.1%を含む



○開設する作業道の構造は「長崎県造林関係作業道等開設実施要領 H23.8.10」に基づく構造とする。

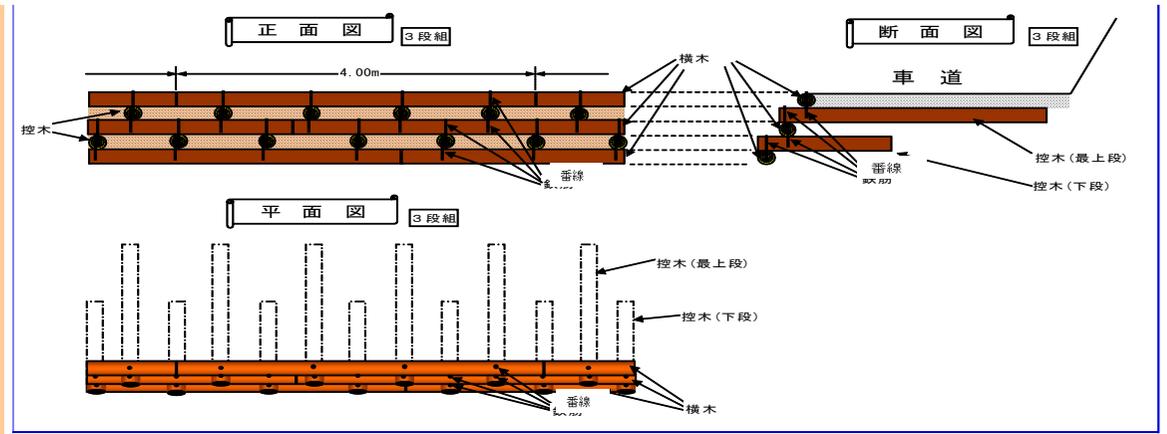
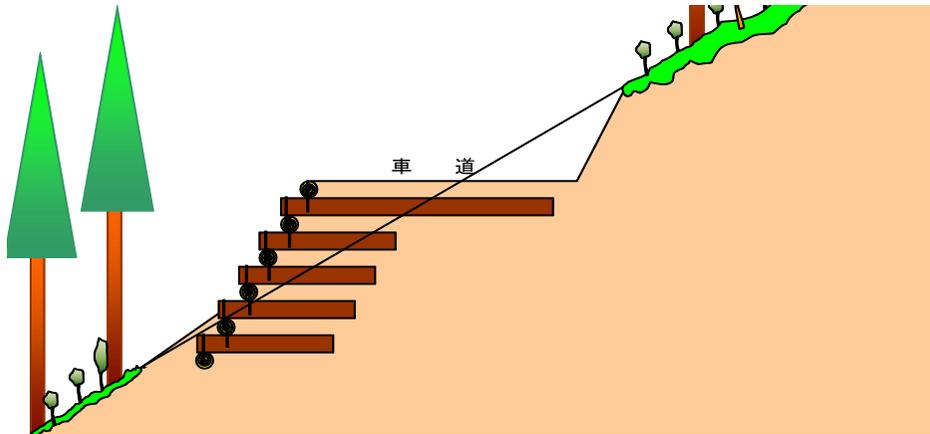
○排水は、路面勾配を水平にし、縦断勾配を緩やかな波状にし、こまめな分散排水を行う。

10-2 丸太積工単価表

段数 (横木の段数)	区分	単価	
2段	①基礎単価 (税抜)	1,455円/m	
3段	①基礎単価 (税抜)	2,371円/m	
4段	①基礎単価 (税抜)	3,000円/m	参考単価 3,288円/m
5段	①基礎単価 (税抜)	3,000円/m	参考単価 4,203円/m
6段	①基礎単価 (税抜)	3,000円/m	参考単価 5,120円/m
7段	①基礎単価 (税抜)	3,000円/m	参考単価 6,036円/m
8段	①基礎単価 (税抜)	3,000円/m	参考単価 6,952円/m
9段	①基礎単価 (税抜)	3,000円/m	参考単価 7,868円/m
10段	①基礎単価 (税抜)	3,000円/m	参考単価 8,784円/m

土工以外の簡易な構造物は、当該部分に限り、延長1メートル当たり3,000円以内での標準単価しか設定できないため、参考単価が3,000円/mを超えるものについては、標準単価を3,000円とする。

- ①材料の丸太は、現地発生の間伐材とし、設置手間を計上
- ②共通仮設費9.1%を含む

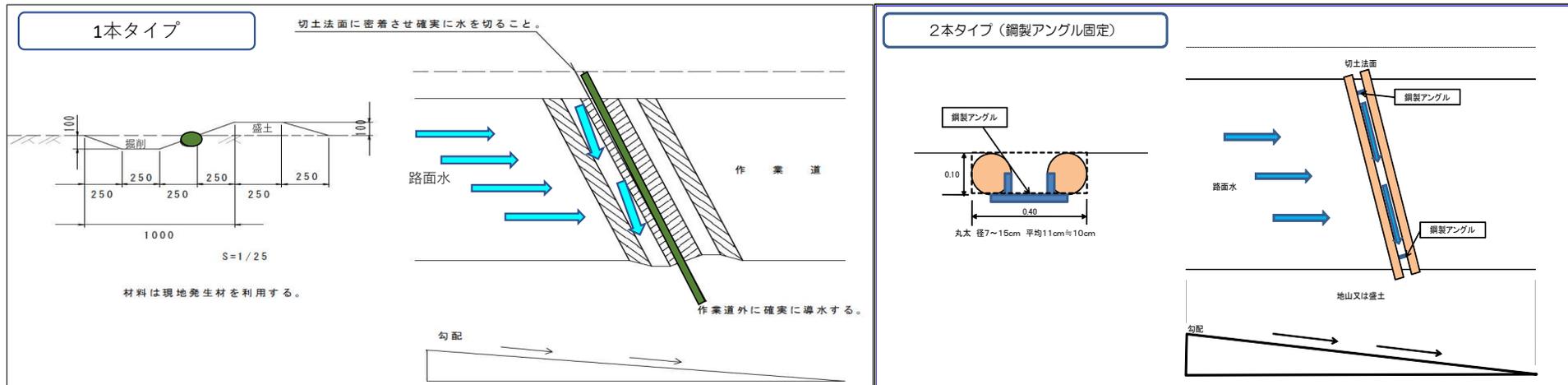


10-3 丸太横断溝

(単位：円/箇所)

幅員	タイプ	区分	単価
2.5m	1本タイプ	①基礎単価 (税抜)	834
	2本タイプ (鋼製アングル固定)	①基礎単価 (税抜)	3,652
3.0m	1本タイプ	①基礎単価 (税抜)	811
	2本タイプ (鋼製アングル固定)	①基礎単価 (税抜)	3,642

- ①材料の丸太は、現地発生の間伐材とし、設置手間を計上
- ②設置する平均末口径が7~15cm 設置延長は2.0m超~4.0m以下
- ③丸太の小運搬及び末端の切揃、掘削及び盛土を含む。
- ④2本タイプ (鋼製アングル固定) には、鋼製アングル2個を含む
- ⑤チェーンソー等の経費を含む。
- ⑥共通仮設費9.1%を含む

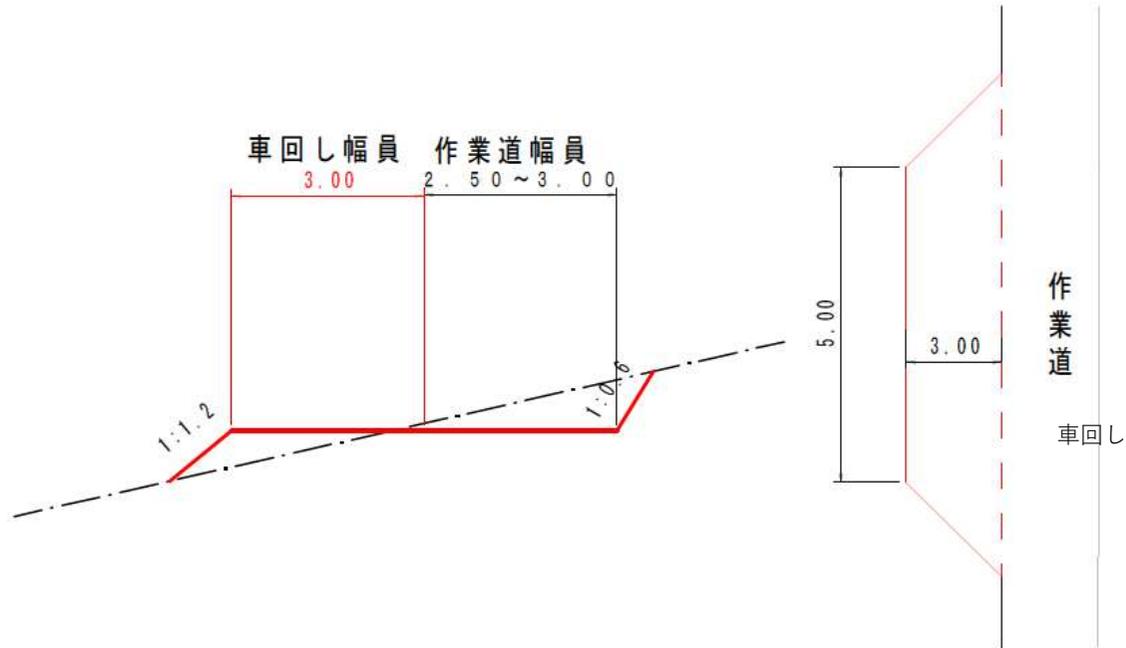


10-4 車回し

(単位：円/箇所)

幅員	タイプ	区分	単価
共通	幅3.0m延長5.0m	①基礎単価(税抜)	16,300

掘削しやすい土砂部を選定し作成する。
 共通仮設費9.1%を含む



1.1. 衛生伐

○要件等

- (1) 特定森林再生事業－保全松林緊急保護整備事業－保全松林健全化整備事業の衛生伐に適用。
- (2) 対象森林は、森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に掲げる松くい虫が運ぶ線虫により被害が発生している松林において、公益的機能の高い健全な松林の整備を行う。
- (3) 「松くい虫」とは、松の枯死の原因となる線虫類のマツノザイセンチュウを運ぶ松くい虫である「マツノマダラカミキリ」をいう。法第2条第1項第1号
- (4) 衛生伐は、松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成又は保全を図ることを目的として、行う不用木（被害木及び慢入竹を含む）及び不良木の伐倒、搬出集積、破碎、薬剤処理とする。

処理材積1m3当たりの単価（円/m3）

作業種別	内容	処理する場所	使用薬剤		薬剤使用量	区分	単価（円/m3） 通常単価	島外業者発注用単価		摘 要 （実施時期）	
								宇久 小値賀			
伐倒駆除	薬剤散布型	被害木を伐倒し、幹及び枝条を可能な限り集積し、薬剤（乳剤又は油剤）を適切に散布することにより、処理する。	林内空地	乳剤	MEP乳剤 スミバイン乳剤 同等品 有効成分 MEP…80.0%	希釈倍数 100倍 希釈は水 使用液量 木材の表面積 600mL/m2 ◎適用薬剤使用量 希釈液15ℓ/m3 ※m3は、根株直径材積	①基礎単価（税抜）：課税業者	25,400	34,700	8月～10月	
				油剤	MEP油剤 パークサイドF 油剤 同等品以上 有効成分：MEP…0.7%	希釈倍数 原液 使用液量 木材の表面積 400～600mL/m2 ◎適用薬剤使用量 原液10ℓ/m3 ※m3は、根株直径材積	①基礎単価（税抜）：課税業者	27,400	36,700		
	くん蒸型	被害木を伐倒し、幹及び枝条を可能な限り集積し、ビニール等の被覆資材により完全に覆った後に薬剤を散布し、くん蒸にて処理する。	林内外 民家、公道道路等から確実に10m以上離れていること。	くん蒸剤	カーバム剤 NCS 同等品 有効成分 N-メチルジチオカルバミン酸アンモニウム…50.0%	被覆内容積1㎡当り くん蒸時間 14日間以上 ◎適用薬剤使用量 原液0.5ℓ/m3 ※m3は、根株直径材積	①基礎単価（税抜）：課税業者	19,900	27,200		8月～4月
							②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	20,200	28,230		
特別伐倒駆除	全木焼却	被害木を伐倒し、幹及び枝条を収集運搬し、焼却処分を行う。	安全に焼却可能な場所	-	-	-	①基礎単価（税抜）：課税業者	27,900	38,800	8月～4月	
	破碎1種	被害木を伐倒し、幹及び枝条を収集運搬し、産業廃棄物処理施設等で適切に破碎処分を行う。 【被害木の販売経費で、処分費用を補えるもの】	産業廃棄物処理施設	-	-	-	①基礎単価（税抜）：課税業者	-	-		8月～4月
	破碎2種 一般搬出	被害木を伐倒し、幹及び枝条を収集運搬し、産業廃棄物処理施設等で適切に破碎処分を行う。 【被害木の利用価値なく、販売できないもの】	産業廃棄物処理施設	-	-	-	①基礎単価（税抜）：課税業者	26,600	35,200		
						②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	26,600	36,060	8月～4月		
						③請負・委託標準単価（消費税含む）：課税業者以外	29,260	38,720			

●適期防除と駆除の徹底 森林保護業務必携H25年度版P95（松くい虫被害対策の実施についてH9.4.7付け9林野造第105号）

- ・伐倒駆除の実施に当たっては、被害の発現の状況を見定めつつ、駆除効果の高い秋期に極力駆除する。
- ・春期に駆除を行う場合にあっては、松くい虫の羽化する時期までに駆除を終了するよう的確な駆除に努める。
- ・伐倒駆除等の実施に当たっては、松くい虫の幼虫が材内にせん入する前（おおむね10月末まで）に防除を行うよう努める。
- ・やむを得ず、幼虫が材内にせん入している時期（11月以降）になる場合には、くん蒸による駆除等の実施により、その徹底を期する。

●直径2cm以上の枝にはマツノマダラカミキリ幼虫が多く生息しているので必ず駆除する。

●松くい虫の防除には、「駆除」と「防除」があり、衛生伐は「駆除」

【駆除】
枯死したマツの樹皮下や材内にいるマツノマダラカミキリの幼虫を駆除して5～7月に羽化脱出する成虫を少なくし、被害の発生を防ぐ。
枯れたマツを伐倒し、薬剤処理、焼却、くん蒸、破碎処理（チップ化）などがある。

【防除】
枯死したマツから羽化脱出したマツノマダラカミキリ成虫による被害拡大を防ぐために行う。マツノザイセンチュウに感染していない健全なマツに、薬剤散布や樹幹注入を行う。

●薬剤散布による駆除

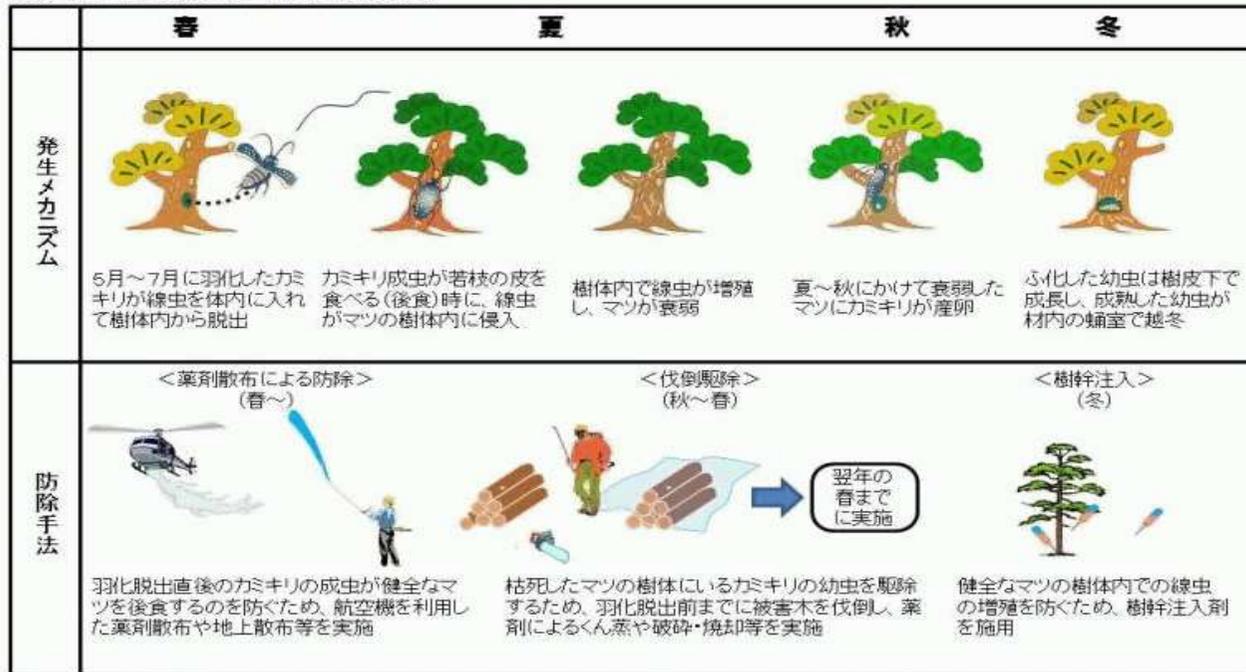
- ・幹と枝に殺虫剤を表面積1㎡当り400～600mL散布し、その量は幹や枝から薬剤がしたり落ちる程度。
- ・薬剤には「乳剤」と「油剤」があり、「油剤」は乳剤に比べて樹皮下への浸透性はよいが、使用するときには火気に注意が必要。
- ・いずれの薬剤もカミキリ幼虫が材内深くに穿入する前の10月までに散布するとより効果が高まる。

松くい虫発生メカニズム

これらの松林に甚大な被害をもたらす松くい虫被害は、「マツノザイセンチュウ」という体長1ミリメートルにも満たない線虫が松の樹体内に入ることによって引き起こされます。

その線虫を松から松へ運ぶのが「マツノマダラカミキリ」というカミキリ虫です。

松くい虫の被害発生メカニズムと防除手法



注1)発生メカニズムについて、被害の発生時期などは地域の気候等によって異なるため、おおよその季節を記載している。

注2)「カミキリ」とは「マツノマダラカミキリ」を、「線虫」とは「マツノザイセンチュウ」のことをそれぞれ指す。



マツノマダラカミキリ (運び屋)

(写真撮影：林野庁)



マツノザイセンチュウ (病原虫)

(写真提供：一般社団法人全国林業改良普及協会)

くん蒸処理

松くい虫被害により枯死した木を伐倒したあとビニールで包んで薬剤によりくん蒸し、松材の中にあるカミキリの幼虫等を駆除する。



(写真撮影：林野庁)

焼却処理

松くい虫被害木を伐倒し、焼却することで、松材の中にあるカミキリの幼虫等を駆除する。



(写真提供：森林総合研究所)

破碎処理

松くい虫被害木を伐倒し、チップパーにより細かくチップ化することで、松材の中にあるカミキリの幼虫等を駆除する。



(写真撮影：林野庁)

薬剤処理（乳剤、油剤）

被害木を伐倒し、幹及び枝条を可能な限り集積し、薬剤（乳剤又は油剤）を適切に散布することにより、処理する。



12. 付帯施設 鳥獣害防止施設

12-1 防鹿ネット（付帯施設：鳥獣害防止施設）

○要件等

- ・健全な森林の造成・保全を目的として、当施設を設置することにより野生鳥獣（鹿）の侵入を防ぎ森林被害を防止する。
- ・防鹿ネットの標準的な仕様は標準図のとおりとし、現地において適切に設置する。
- ・設置後も定期的に巡視し、シカ等の侵入がないか確認し必要に応じて補修する。

区分		単価
防鹿ネット (I型)	①基礎単価（税抜）：課税業者	1,625円/m
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	1,723円/m
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	1,787円/m
防鹿ネット (II型)	①基礎単価（税抜）：課税業者	2,065円/m
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	2,193円/m
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	2,271円/m

①共通仮設費7.7%を含む

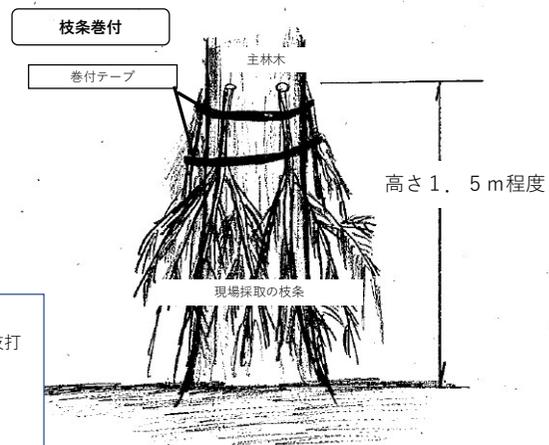
12-2 枝条巻付（付帯施設：鳥獣害防止施設）

○要件等

健全な森林の造成・保全を目的として、当施設を設置することにより野生鳥獣（鹿）の樹皮剥離被害を防ぐ。標準単価積算本数 1,100本/ha

区分		単価
枝条巻付	①基礎単価（税抜）：課税業者	298,100円/ha
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	299,456円/ha
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	327,910円/ha

①共通仮設費7.7%を含む



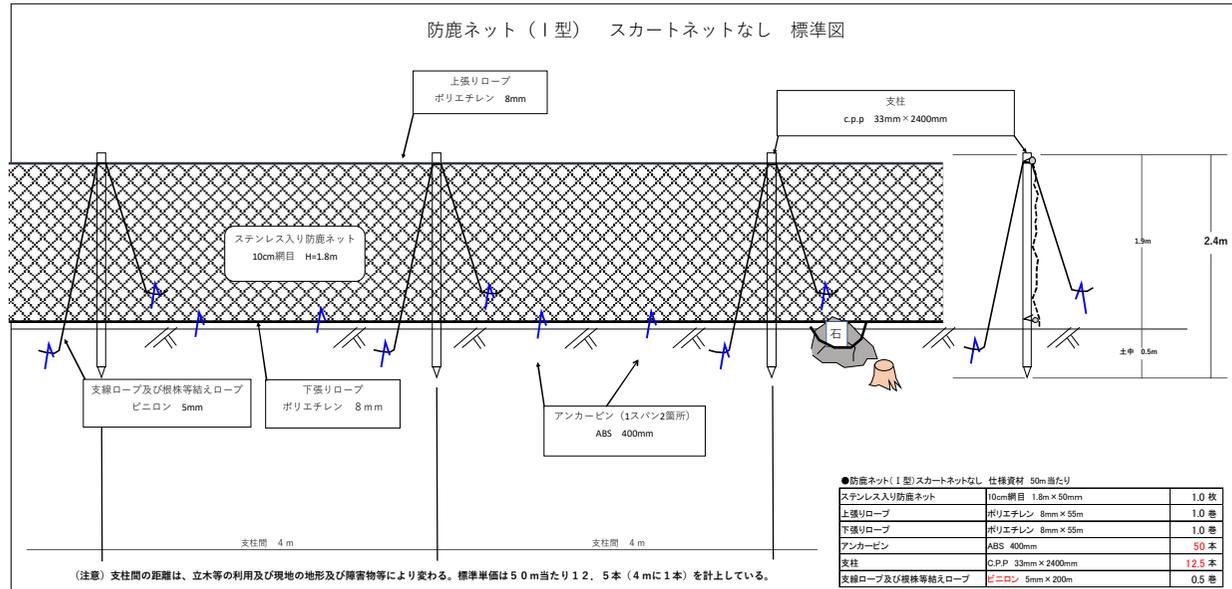
○枝条巻付の方法

1. 長さ1.5m程度の緑葉の付いた枝を、間伐木あるいは、枝打ちした

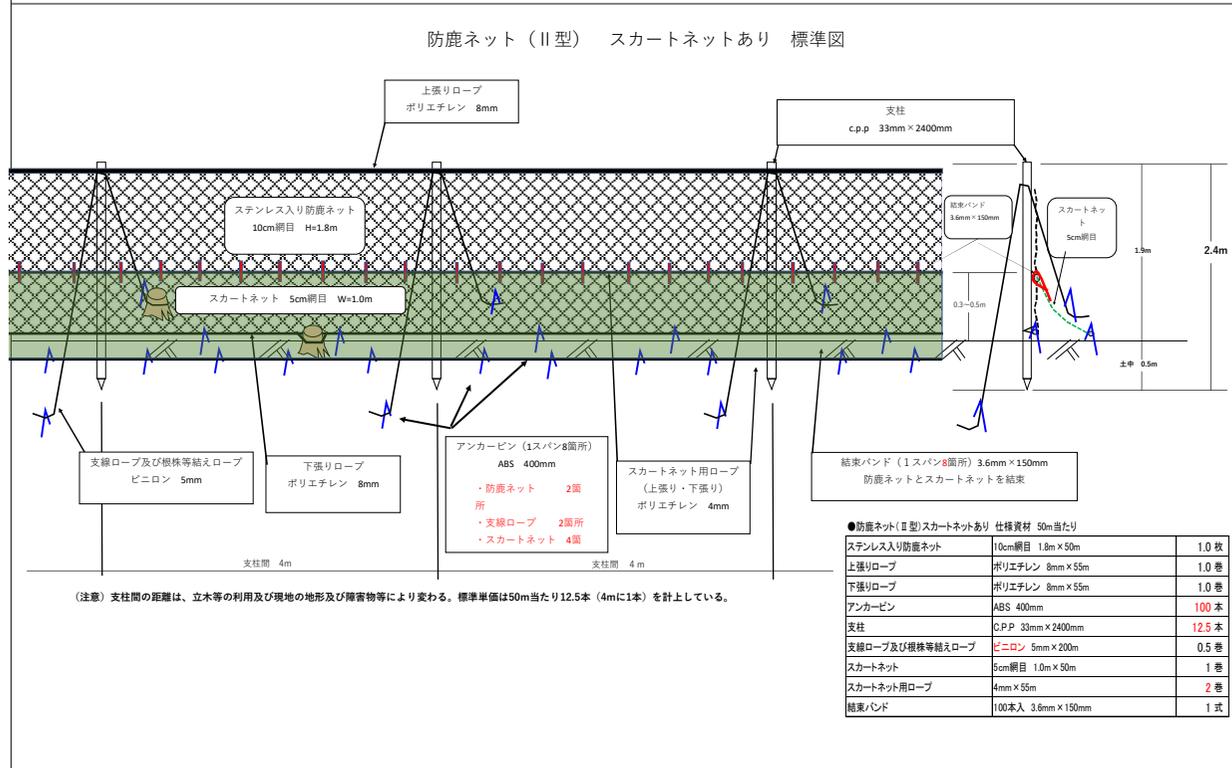
枝から採取する。

2. 胸高の位置に伸縮性のあるテープを巻き付けて縛る。

防鹿ネット（Ⅰ型） スカートネットなし 標準図



防鹿ネット（Ⅱ型） スカートネットあり 標準図



令和3年度 花粉発生源対策促進事業 標準単価表

1. 共通仮設費を含む
2. 地拵え経費は含まない。
3. 本単価は、農山漁村地域整備交付金の花粉発生源対策促進事業にのみ適用

[立木の伐倒・枝払い・玉切り・集材集積、植栽(コンテナ苗)を一体的に実施]

経費区分	内地離島区分	集材区分	区分	100m ³ /ha以上 200m ³ /ha未満	200m ³ /ha以上 300m ³ /ha未満	300m ³ /ha以上
伐採経費	内地	車両系	①基礎単価(税抜)：課税業者	850,700	1,417,800	1,701,400
			②自力・受託(資材のみ消費税含)：課税業者以外	850,700	1,417,800	1,701,400
			③請負・委託(消費税含む)：課税業者以外	935,770	1,559,580	1,871,540
		架線系	①基礎単価(税抜)：課税業者	973,600	1,622,700	1,947,300
			②自力・受託(資材のみ消費税含)：課税業者以外	973,600	1,622,700	1,947,300
			③請負・委託(消費税含む)：課税業者以外	1,070,960	1,784,970	2,142,030
	離島	車両系	①基礎単価(税抜)：課税業者	864,200	1,440,400	1,728,500
			②自力・受託(資材のみ消費税含)：課税業者以外	864,200	1,440,400	1,728,500
			③請負・委託(消費税含む)：課税業者以外	950,620	1,584,440	1,901,350
		架線系	①基礎単価(税抜)：課税業者	984,400	1,640,800	1,968,900
			②自力・受託(資材のみ消費税含)：課税業者以外	984,400	1,640,800	1,968,900
			③請負・委託(消費税含む)：課税業者以外	1,082,840	1,804,880	2,165,790

植栽経費	内地離島区分	植栽本数	区分	スギ	ヒノキ	クヌギ	
	内地	1,000本以上 ～ 1,500本未満	1,000本以上 ～ 1,500本未満	①基礎単価(税抜)：課税業者	291,400	347,100	328,100
②自力・受託(資材のみ消費税含)：課税業者以外				311,530	372,400	351,640	
③請負・委託(消費税含む)：課税業者以外				320,540	381,810	360,910	
1,500本以上 ～ 2,000本未満			①基礎単価(税抜)：課税業者	423,900	504,800	477,300	
			②自力・受託(資材のみ消費税含)：課税業者以外	453,180	541,600	511,540	
			③請負・委託(消費税含む)：課税業者以外	466,290	555,280	525,030	
2,000本以上		①基礎単価(税抜)：課税業者	529,800	631,100	596,600		
		②自力・受託(資材のみ消費税含)：課税業者以外	566,400	677,100	639,400		
		③請負・委託(消費税含む)：課税業者以外	582,780	694,210	656,260		
		離島	1,000本以上 ～ 1,500本未満	①基礎単価(税抜)：課税業者	355,400	422,900	399,200
				②自力・受託(資材のみ消費税含)：課税業者以外	381,470	455,240	429,340
				③請負・委託(消費税含む)：課税業者以外	390,940	465,190	439,120
1,500本以上 ～ 2,000本未満	①基礎単価(税抜)：課税業者		516,900	615,100	580,700		
	②自力・受託(資材のみ消費税含)：課税業者以外		554,820	662,140	624,540		
	③請負・委託(消費税含む)：課税業者以外		568,590	676,610	638,770		
2,000本以上	①基礎単価(税抜)：課税業者	646,200	768,900	725,800			
	②自力・受託(資材のみ消費税含)：課税業者以外	693,600	827,700	780,600			
	③請負・委託(消費税含む)：課税業者以外	710,820	845,790	798,380			